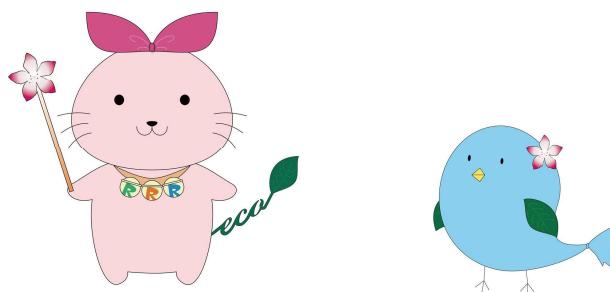


案

第4次長久手市環境基本計画 (改訂版)

2021（令和3）年度～2030（令和12）年度



令和8年3月

長久手市

« 目 次 »

第1章 第4次計画の策定にあたって	1
1. 環境基本計画とは	1
2. 第4次計画策定の背景と社会経済動向	2
3. SDGsと環境基本計画	4
4. 環境基本計画の位置づけと上位・関連計画	5
5. 計画の期間	6
6. 計画の対象範囲	6
第2章 長久手の環境特性とこれまでの取組	7
1. 長久手の環境の概況	7
2. 第3次計画の総括	11
3. 市民の環境意識	15
4. これまでの取組等から見える課題	17
第3章 長久手がめざす環境像	20
1. 環境像を描くにあたって	20
2. 30年後の環境像	22
3. 基本方針	23
第4章 施策の体系と方向	26
1. 施策の体系	26
2. 施策の方向	28
A. 脱炭素のくらしと地域づくり	28
B. 循環型のくらしと地域づくり	33
C. 自然共生のくらしと地域づくり	38
D. 安心・安全のくらしと地域づくり	45
第5章 重点プロジェクト	49
A. 脱炭素のくらしと地域づくりに向けた取組	56
B. 循環型のくらしと地域づくりに向けた取組	59
C. 自然共生のくらしと地域づくりに向けた取組	62
D. 安心・安全のくらしと地域づくりに向けた取組	64
第6章 計画の推進方策	68
1. 環境にこだわる人づくり・地域づくり	68
2. 推進体制	69
3. 進行管理	70
資料編	71
1. 関連計画	71
2. 市民アンケート調査結果	75
3. 計画の策定経過	93

第1章 第4次計画の策定にあたって

1. 環境基本計画とは

環境基本計画とは、長久手市環境基本条例（平成12年3月制定）第7条に基づき、本市における環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性を示す計画であり、本市の環境に関わる最も基本となる計画です。

なお、同条例第6条においては、環境に関わる施策の基本方針として、下記のように定めています。

- (1) 公害を防止し、大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、住民の健康を保護し、生活環境及び自然環境を適正に保全すること。
- (2) 人と自然が健全に共生できる良好な環境を確保するため、里山としての機能を持つ森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全を図ること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保、みどりの保全、良好な景観の創造及び保全並びに歴史的文化遺産の保全を図ること。
- (4) 地球環境保全及び地域環境への負荷の低減を図ること。
- (5) 環境の保全及び創造に関する住民参加の枠組みを創出し、住民参加を推進すること。

2. 第4次計画策定の背景と社会経済動向

本市では、平成13年3月に長久手町環境基本計画（第1次計画）を策定して以来、5年ごとに計画を改訂してきました。今回の第4次計画は、平成28年3月に策定した第3次長久手環境基本計画改訂版を見直して策定しました。

<本市における環境基本計画の策定の経過>

- 平成13年3月：長久手町環境基本計画（第1次計画）
- 平成18年3月：第2次長久手町環境基本計画
- 平成23年3月：第3次長久手町環境基本計画
- 平成28年3月：第3次長久手環境基本計画改訂版
- 令和3年3月：第4次長久手市環境基本計画【本計画】

地球温暖化がもたらす気候変動及びその影響は、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響を生じる可能性が高まると指摘されています。また、第3次長久手環境基本計画改訂版を策定した平成28年以降、環境を取り巻く社会経済状況が大きく変化するとともに、今後についても、各種技術の進展や普及など、社会経済状況の変化は続くと考えられるため、これらも想定しながら第4次計画を策定しています。

<気候変動の影響に関する将来予測>

- 〈気候変動予測〉
 - 21世紀末には、20世紀末と比べて、日本全国で平均気温が最大4.4度上昇
 - 大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、大雨による降水量の増加、無降水日数の増加
 - 海面水温の上昇、積雪・降雪の減少、海面水位の上昇
 - 強い台風の発生数、台風の最大強度、最大強度時の降水強度の増加
- 〈気候変動の将来の影響〉
 - 農作物の品質の一層の低下、多くの種の絶滅、渇水の深刻化
 - 大雨、高潮・高波による水害・土砂災害リスクの増大
 - 夏季の熱波の頻度の増加のおそれ など

<第4次計画の策定において踏まえる社会経済動向>

- 人口減少・超高齢化など人口構造の転換
- 家族形態の多様化、市民のライフスタイルの多様化
- IoT（ものがインターネットにつながること）、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった新たな技術の進展と普及
- 地球温暖化防止、脱プラスチック、生物多様性などの国内外での議論の活発化
- SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた産学官民の活動の活発化
- レジ袋有料化の義務付け（令和2年7月 容器包装リサイクル法省令改正）
- 食品ロス削減推進法（令和元年10月施行）
- 気候変動適応法（平成30年12月施行） など

<長久手市及び周辺地域の動向>

- 愛知県で開催された、愛・地球博（平成17年）、生物多様性条約締約国会議COP10（平成22年）、ESDに関するユネスコ世界会議（平成26年）を機会に、市民主体

の環境活動が活発化

- 第6次長久手市総合計画（ながくて未来図）の策定（平成31年3月）
- 公園西駅周辺土地区画整理事業において、環境配慮型まちづくりを導入
- ジブリパークの開園（2022年（令和4年））
- リニア中央新幹線の開業（2027年（令和9年）以降）など

第4次計画策定後は、気候変動への対策をはじめとして、環境対策がさらに強化されています。その一方で、生活を犠牲にしない「ウェルビーイング/高い生活の質」という考え方も注目されています。こうした急激な社会情勢の変化へ対応するために、中間見直しを実施しました。

<第4次計画策定後の社会情勢>

【国の動き】

- 地球温暖化対策推進法に、2050年カーボンニュートラル宣言を基本理念として位置づけ（2021年（令和3年）3月改正）
- 温室効果ガス排出量の削減目標の強化（地球温暖化対策計画 2021年（令和3年）10月、2025年（令和7年）2月）
- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（2022年（令和4年）4月施行）
- 「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択、2030年グローバルターゲットに30by30などの数値目標（2022年（令和4年）12月）
- 環境保全を通じたウェルビーイング（第六次環境基本計画 2024年（令和6年）5月）
- 有機フッ素化合物による水道水汚染

【長久手市の動き】

- 長久手市ゼロカーボンシティ宣言（2022年（令和4年）1月）

3. SDGs と環境基本計画

2015年9月の国連サミットにおいて採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で、「誰一人取り残さない」「持続可能」で「多様性」と「包摂性*」のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標である「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」が示されました。

本市では、17の国際目標(ゴール)への貢献とともに、SDGsの「持続可能で多様性と包摂性のある社会～誰一人取り残さない～」の基本理念を大切にしながら施策や取組を実施することとしており、環境基本計画もこの考え方を踏まえて策定しています。

なお、「持続可能な開発目標(SDGs)報告2024」によると、世界レベルでは目標の達成が厳しい状況にあります。引き続き、持続可能な社会の構築に向けて、地域レベルで貢献していく計画とします。

- 持続可能で多様性と包摂性のある社会～誰一人取り残さない～
- People(人間)、Planet(地球)、Prosperity(豊かさ)、Peace(平和)、Partnership(パートナーシップ)
- 『経済成長』『社会的包摂』『環境保護』の調和



<17の国際目標(ゴール)>

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1. 貧困をなくそう | 10. 人や国の不平等をなくそう |
| 2. 飢餓をゼロに | 11. 住み続けられるまちづくりを |
| 3. すべての人に健康と福祉を | 12. つくる責任 つかう責任 |
| 4. 質の高い教育をみんなに | 13. 気候変動に具体的な対策を |
| 5. ジェンダー平等を実現しよう | 14. 海の豊かさを守ろう |
| 6. 安全な水とトイレを世界中に | 15. 陸の豊かさも守ろう |
| 7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに | 16. 平和と公正をすべての人に |
| 8. 働きがいも経済成長も | 17. パートナーシップで目標を達成しよう |
| 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう | |

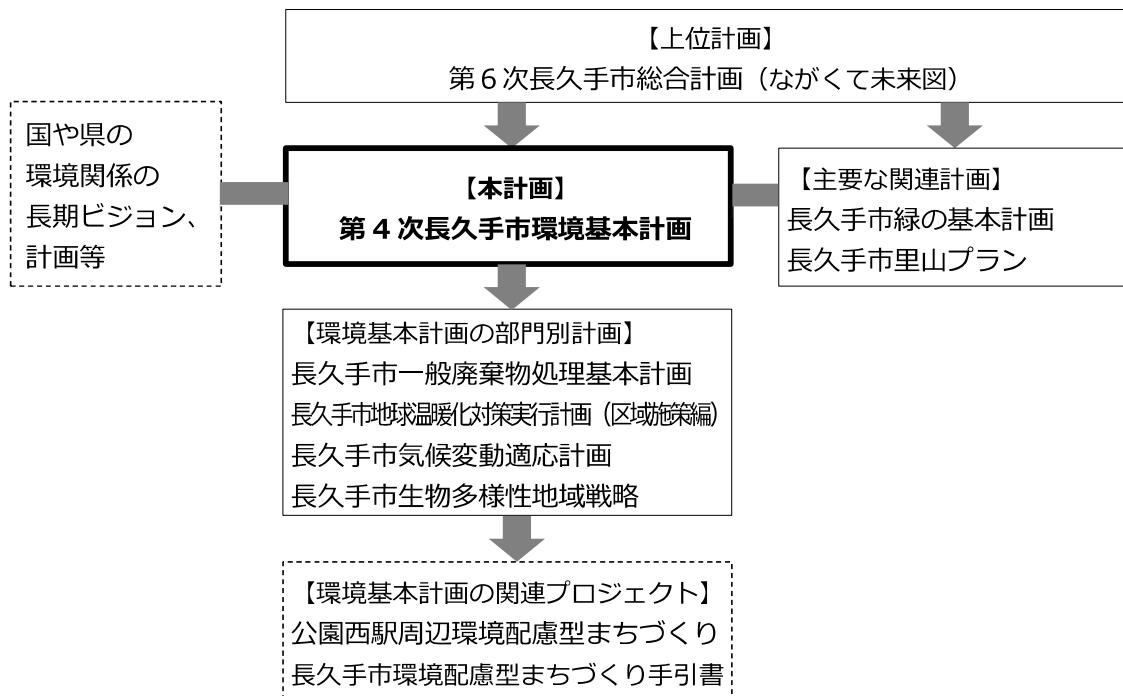
*包摂性：社会的排除と反対の概念で、排除されがちな社会的に弱い立場の人も、社会の一員としてともに支え合う考え方。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4. 環境基本計画の位置づけと上位・関連計画

- ・本計画は長久手市環境基本条例に基づき策定するとともに、上位計画の第6次長久手市総合計画（ながくて未来図）と整合を図る計画とします。
- ・本計画を踏まえて地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、気候変動適応法に基づく「長久手市気候変動適応計画」や一般廃棄物処理基本計画を策定しています。また本計画は、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」を含めて策定しています。
- ・関連計画として緑の基本計画や里山プラン、里山基本計画など、緑や里山に関する計画を策定しており、これらとの整合及び連携を図っています。
- ・公園西駅周辺において環境配慮型まちづくりを実施しました。この環境配慮の考え方を環境配慮型まちづくり手引書として作成し、市全域のまちづくりに展開しています。
- ・国や愛知県においては環境関係の各分野の計画や指針を策定しており、この内容も踏まえて本市の計画を策定しています。さらに、国連が採択しているSDGs（持続可能な開発目標）への貢献も想定して施策を立案しています。

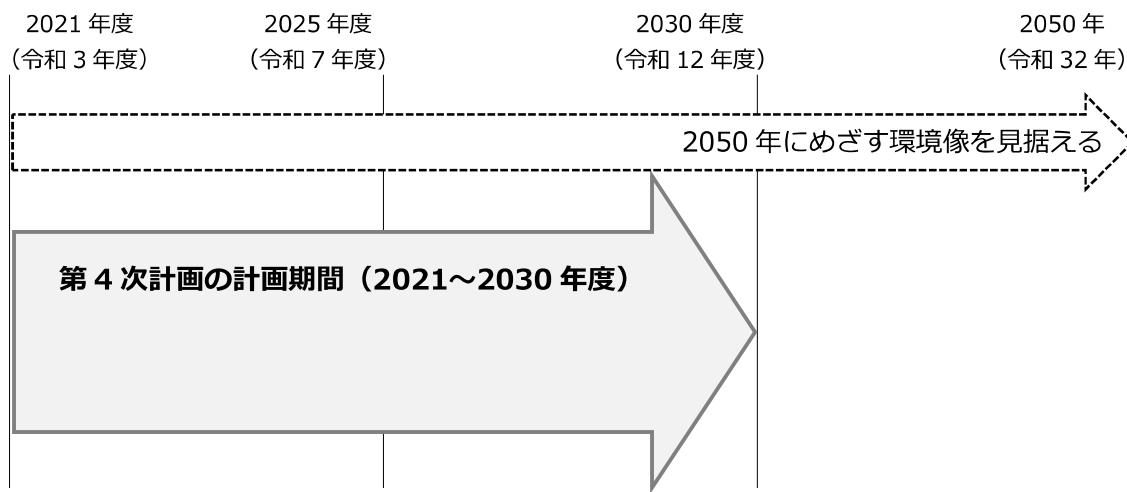


5. 計画の期間

我が国全体では、2015年に採択された気候変動に関する国際的枠組であるパリ協定に基づき、2050年に向けた長期低炭素ビジョンを策定しました。さらに2021年（令和3年）の温対法の改正により、2050年ゼロカーボンの実現に向けて、長期的な視点で取組を行っています。

このため、第4次計画では、30年後の概ね2050年（令和32年）における環境像を見据え、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間の施策について記載しました。

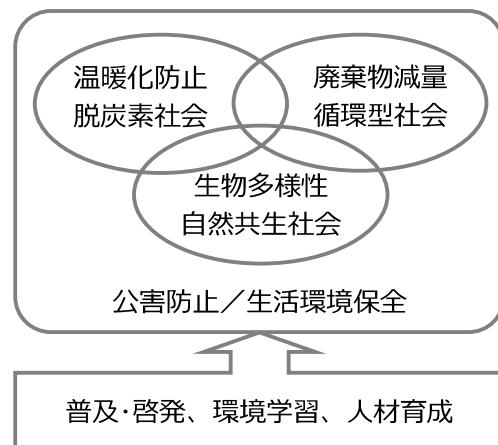
第4次計画の中間見直しである本計画では、2030年度（令和12年度）までの5年間に重点的に実施する事業について記載し、市民や事業者等との協働により取り組みます。



6. 計画の対象範囲

本計画においては、長久手市環境基本条例第6条の基本方針も踏まえ、下記の分野を対象範囲として施策を設定します。

- 地球温暖化の防止、脱炭素社会
- 廃棄物の減量、循環型社会
- 生物多様性の保全、自然共生社会
- 公害の防止、生活環境の保全
- 普及・啓発、環境学習、人材育成

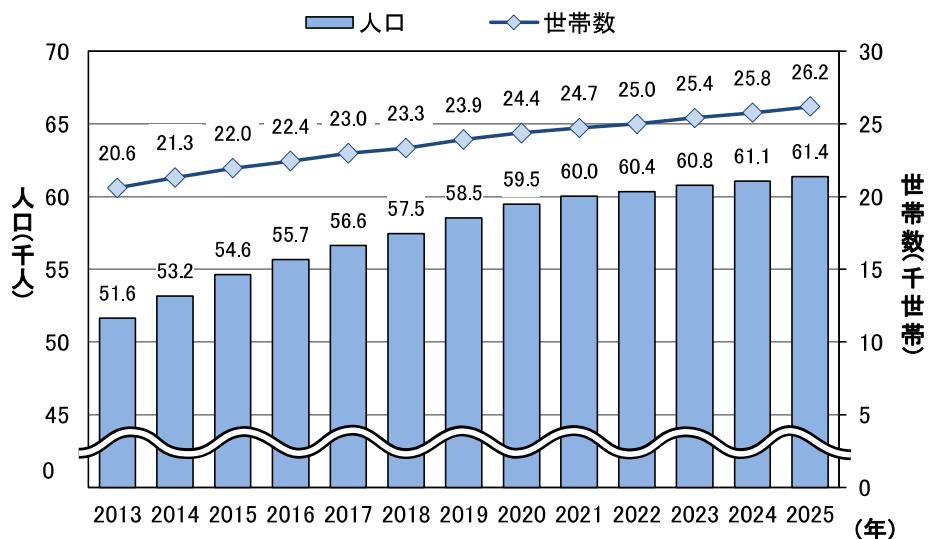


第2章 長久手の環境特性とこれまでの取組

1. 長久手の環境の概況

<人口、世帯数>（長久手市住民基本台帳より）

2025年4月1日現在の人口は61,381人、世帯数は26,197世帯であり、人口、世帯数ともに増加傾向が続いている。増加は徐々に緩やかになっていますが、今後もしばらくは増加が続くと予想されます。

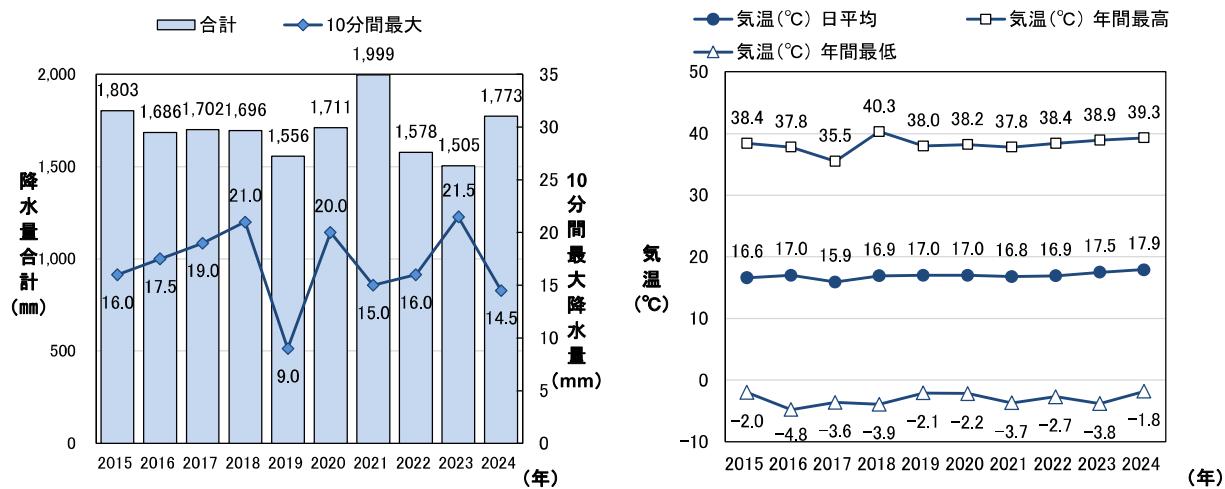


長久手市の人口・世帯数の推移（各年4月1日現在、住民基本台帳）

<気候（降水量、気温）>（名古屋地方気象台観測データより）

名古屋市千種区の名古屋地方気象台の観測データによると、過去10年の年間降水量は約1,500～2,000mm、10分間最大降水量は約9.0～21.5mmとなっています。なお2021年は、大雨が頻発しました。

また、気温は、年間平均気温は約16～18℃、年間最高気温は約36～40℃、年間最低気温は約-5～-2℃で、いずれも上昇する傾向が見られます。



名古屋市の年間降水量及び10分間最大降水量
(名古屋地方気象台観測データ)

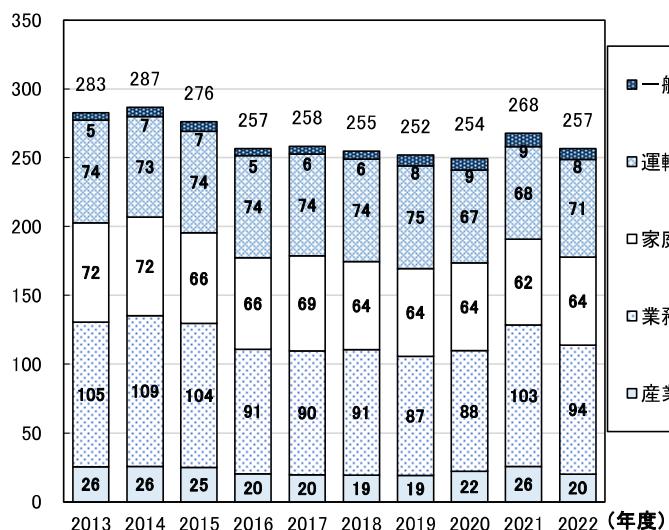
名古屋市の年間平均、年間最高、年間最低気温
(名古屋地方気象台観測データ)

<温室効果ガスの排出量> (環境省資料より)

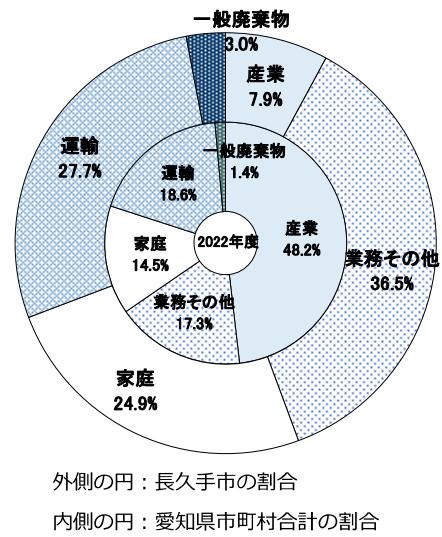
長久手市における活動に由来する温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量は、2022年度には257千t-CO₂であり、2013年度以降は減少傾向にあります。

2022年度の排出量の割合を部門別にみると、業務その他（商業・サービス・事業所等）が36.5%と最も多く、次いで運輸（自動車等）が27.7%、家庭が24.9%、産業（工場等）が7.9%となっています。愛知県全体と比べると、産業の割合が低く、業務その他、家庭、運輸の割合が高いことが本市の特徴となっています。

(千t-CO₂)



長久手市の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の推移
(環境省資料より作成)



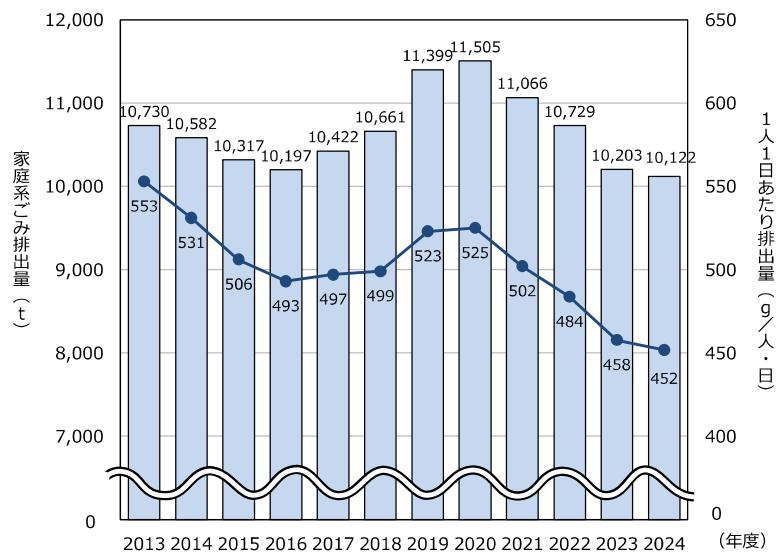
2022年度の部門別排出量割合の比較
(環境省資料より作成)

<ごみ排出量、資源回収量> (長久手市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画より作成)

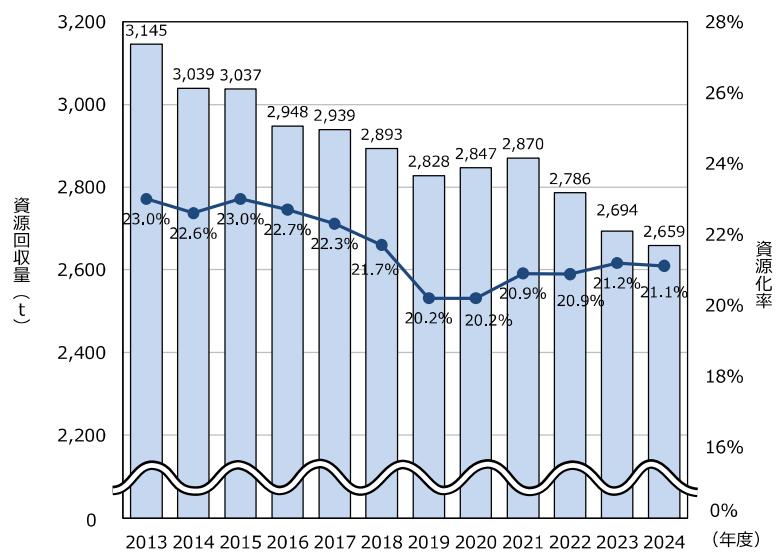
家庭からの年間ごみ総排出量は、概ね年間10,000～11,500tの範囲で推移しています。年間総排出量及び市民1人1日あたり排出量ともに、2016年度を境に、それまでの減少傾向から増加傾向に転じました。その後、2020年度をピークに、再び減少傾向となりました。2024年度の1人1日当たり排出量は、2013年度以降最も少ない状態です。2019年度、2020年度の急増は、感染症対策のための使い捨て製品の使用増加や、自宅滞在時間の長期化に伴う片付けによる影響と考えられます。

家庭からの資源回収量は、減少傾向にあり、家庭からのごみ排出量に対する資源化率は2019年度には20.2%まで低下しましたが、2024年度にはやや回復して21.1%となっています。これは、びん、かん、古紙などの重量のある資源の減少や、店舗や製造者による回収など回収方法の多様化なども要因となっています。

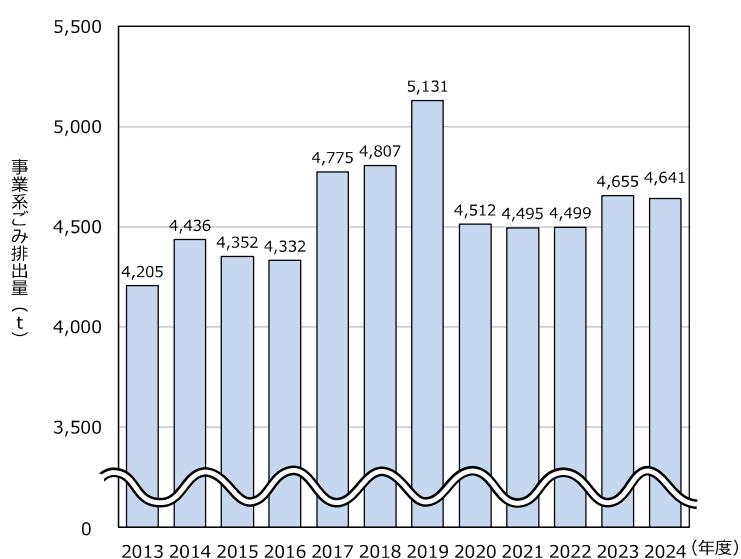
事業所からのごみ排出量（事業系一般廃棄物）は、最近は増加傾向にあり、2019年度に5,131tとなりましたが、2020年度以降は4,500t前後で推移しています。



家庭系ごみ排出量及び
1人1日あたり排出量の推移
(長久手市一般廃棄物(ごみ・
生活排水)処理基本計画より作
成)



資源回収量及び資源化率の推移
(長久手市一般廃棄物(ごみ・生
活排水)処理基本計画より作成)

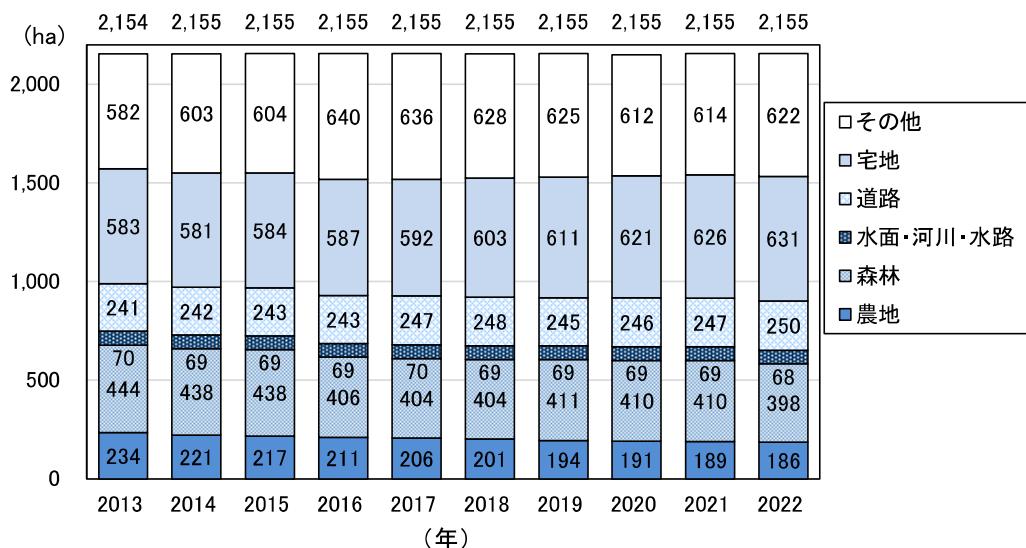


事業系一般廃棄物排出量の推移
(長久手市一般廃棄物(ごみ・生
活排水)処理基本計画より作成)

<自然地、緑地の面積>（愛知県、長久手市資料）

農地、森林、水面・河川・水路を合計した自然地の面積は、2022年には市域全体の30.3%となっています。これらの面積、割合はともに減少傾向にあり、替わって宅地や道路が増加しています。

緑地については、公園や施設内の緑地が約260haである一方で、農地、森林、河川、生態系保護エリア、史跡などの地域制緑地が約650haとなっています。



長久手市の土地利用別面積の推移（愛知県土地に関する統計年報より）

(農地：各年7月1日現在、森林、水面・河川・水路：各年3月31日現在、道路(一般道路)：各年4月1日現在、
宅地：各年1月1日現在)

長久手市の緑地の状況（平成31年4月現在）

(長久手市緑の基本計画より)

種別	面積
施設緑地	261.35ha
都市公園	186.56ha
公共施設緑地	53.84ha
民間施設緑地	20.95ha
地域制緑地等	646.85ha
緑地合計	908.20ha
一人当たり面積	155.13 m ² /人

2. 第3次計画の総括

第3次長久手環境基本計画改訂版について、これまでの目標値の達成状況、重点プロジェクトに関する主な実施状況と実施効果について、AからCの3段階で評価しています。

実施状況		実施効果	
評価	内容	評価	内容
A	記載事業を概ね実施	A	十分な効果があった
B	記載事業を概ね半数程度実施	B	効果は一部のみに留まる
C	記載事業をほとんど実施していない	C	効果がほとんどない、または不明

第3次計画に記載された多くの取組については概ね実施し、一定の効果も認められますが、一部の取組について実施方法に課題があったり、効果が評価できないものもあります。第3次計画の実施状況も踏まえて、本計画の取組を設定しています。

<目標1. 地球にやさしい低炭素社会の構築>

【目標値の達成状況】

指標	従前値	目標値	現状値	評価
家庭での省エネ行動による 1人あたりCO ₂ 削減量	▲0.40t/人年 [*] (2015年度)	▲0.48t/人年 (2020年度)	▲0.55t/人年 [*] (2019年度)	達成

*市民アンケートによる家庭での省エネ行動取組状況の割合から算定

【重点プロジェクトの実施状況と効果】

実施状況	具体的な実施内容	実施効果	評価の内容
1. 低炭素都市づくりの促進・拡大			
A	<ul style="list-style-type: none"> ・「長久手市環境配慮型まちづくり施策研究会」の開催 ・街路灯1,180基をLED化 ・防犯灯3,191基をLED化 ・地域公共交通会議の実施（N-バス・リニモの利用促進） ・公園西駅周辺での調整池の緑化、ヒートアイランドの抑制に寄与する道路公園づくり ・太陽光パネル、家庭用エネルギー管理システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車等充給電設備への補助 ・断熱窓へのリフォームに対する補助 ・緑の街並み推進事業 ・住民参加緑づくり事業 ・屋上・壁面緑化助成、生垣補助 ・雨水貯留槽への補助 ・緑のカーテンの推進 ・都市緑地法及び公園西駅周辺先導住宅街区地区計画に基づく緑化率設定 ・美しいまちづくり条例に基づく開発協議（緑地の確保） 	B	<ul style="list-style-type: none"> ○CO₂排出量は着実に減少しているものの、各分野におけるさらなる削減が求められる。 ・街路灯のLED化により、10年間で約5,280tのCO₂を削減 ・防犯灯のLED化により、年間で約168tのCO₂を削減 ・公共交通、EVシフトにより、環境に配慮した移動手段が増加
2. 省エネ活動「見える化」の普及促進			
B	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用エネルギー管理システム設置補助の開始 ・電気使用量等を抑えるための「クール 	C	<ul style="list-style-type: none"> ○情報公開等の取組は実施しているものの、幅広い市民に向けた「見える化」の取組は十分とはいえない。

実施状況	具体的な実施内容	実施効果	評価の内容
2. 省エネ活動「見える化」の普及促進			
B	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用エネルギー管理システム設置補助の開始 ・電気使用量等を抑えるための「クール 	C	<ul style="list-style-type: none"> ○情報公開等の取組は実施しているものの、幅広い市民に向けた「見える化」の取組は十分とはいえない。

	「チョイス」普及啓発事業の実施 ・電気事業者がホームページ等で再生可能エネルギー量を公開		・市民の節電意識は向上 ・HEMS利用者の感想紹介によるさらなる普及 ・電気事業者による見える化ツール利用市民の増加
--	---	--	--

3. 若い世代への省エネ情報発信の強化

A	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS、ごみ分別アプリによる発信 ・子ども省エネ教室、市民省エネセミナーの開催 ・市民まつりでのブース出展 ・エコトライアルアンケート ・エコモビリティキャンペーン ・「クールシェア」「ウォームシェア」キャンペーン ・地球温暖化防止のための「クールチョイス」冊子の作成 	C	<p>○様々な場面での情報発信には努めているものの、若い世代に情報が届いているかは不明である。</p> <p>・SNSやアプリ発信による啓発 ・クールチョイスの考え方は多くの市民に普及</p>
----------	---	----------	--

<目標2. ものを粗末にしない・汚さない循環型社会の構築>

【目標値の達成状況】

指標	従前値	目標値	現状値	評価
市民1人1日あたり 家庭系ごみ排出量 (資源回収分も含む)	668g/人日 (2015年度)	640g/人日 (2020年度)	630 g/人日 (2019年度)	達成
資源化率 (資源化量/ごみ排出量)	25.6% (2015年度)	27.4% (2020年度)	24.8% (2019年度)	未達成※

※資源化率の目標未達成については、紙類の需要減少や、5Rの推進等によりものの消費が抑制され、資源として排出される量が減少しているためと考えられます。また、販売店等による資源の店頭回収が増え、行政が把握できる資源量の減少も、資源化率低下の要因と考えられます。

【重点プロジェクトの実施状況と効果】

実施状況	具体的な実施内容	実施効果	評価の内容
1. 学生や単身世帯へのごみ分別等情報発信の強化			
A	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別アプリの導入 ・SNSやごみ分別アプリの通知機能を活用した情報発信 ・「資源とごみの分別ガイドブック」の作成、全戸配布 ・ごみ減量キャラクターの制作 ・大学への周知チラシ配布 ・賃貸マンション管理会社へガイドブック、カレンダー配布 	B	<p>○取組は実施しているものの、学生や単身世帯等の若者への浸透が課題として残る。</p> <p>・アプリ普及により、市民が手軽にごみ出し日やルール確認が可能になる ・アプリ+ガイドブックにより幅広い情報伝達が可能になる</p>

実施状況	具体的な実施内容	実施効果	評価の内容
2. 資源回収率向上への支援			
B	<ul style="list-style-type: none"> ・「出張ながくてエコハウス」の開設 ・エコハウスでの回収品目増加 ・資源回収奨励金制度の推進 ・市内スーパー等へのペットボトルの自主回収を依頼 ・事業者に向けた資源回収の啓発 ・ごみ減量活動を行う「がんばる事業者」を市HPで紹介 ・生ごみ処理機等購入補助金の継続 ・リサイクルマーケットを市民まつりと共同で開催 ・エコハウスのリユース掲示板のPR ・子ども服や図書に加え、中学校の制服のリユースの開始 	A	<ul style="list-style-type: none"> ○市が回収する資源化率は低下しているものの、店舗等での回収やリユース推進により、市民の資源回収・再生意識が向上している。 ・店舗等の協力により市民の資源排出機会が増え、ごみ減量に対する意識が向上 ・多くの店舗で、古紙・缶・ペットボトル等の自主回収を実施 ・市民のリサイクルマーケットの認知度が向上 ・エコハウスのリユース掲示板の利用が増加
3. 学校教育におけるごみ学習の支援			
A	<ul style="list-style-type: none"> ・エコハウス、晴丘センターにおける見学・職場体験の受入 ・小学校、幼稚園への出前講座実施 ・ごみ分別啓発のための自由帳、クリアファイルを地元大学生と共同制作し市内イベント等で配布 ・「親子エコ・クッキング」「ごみ資源探検ツアー」等の実施 	A	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもに対する学習機会は増加しており、学習成果を家族や友人等に伝えるなどの波及効果が想定される。 ・学校等を通じた学習機会が増加 ・その他、子ども向けイベントも実施

<目標3. 多様な生物が人と共存する自然共生社会の構築>

【目標値の達成状況】

指標	従前値	目標値	現状値	評価
自然環境データを活用した市民参加型の取組への参加者数（延べ数）	40人/年 (2015年度)	200人/年 (2020年度)	113人/年※ (2019年度)	未達成

※自然環境データの活用は、種の乱獲の恐れ等があることから慎重に取り扱う必要があるため、達成状況は、「自然環境について普及・啓発する事業の参加者数」で評価することとした。

【重点プロジェクトの実施状況と効果】

実施状況	具体的な実施内容	実施効果	評価の内容
1. 市民が使いやすい自然環境情報の集約の場の構築			
A	<ul style="list-style-type: none"> ・「ながくての自然」「環境自然目録」を市HPに掲載 ・位置情報付写真を募集し、自然環境等の情報を地図に掲載 ・特徴的な自然環境を有する重点箇所について、継続追跡調査を実施 ・著しく環境変化した重点箇所調査から得られた希少種等分布情報をデータベースとして整理 	C	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境情報の市民への普及・活用については今後の課題として残る。 ・自然環境の基本的情報は市民等に伝えている ・市民の気づきの見える化により意識変化のきっかけとなっている ・開発指導へのデータの活用は今後想定している

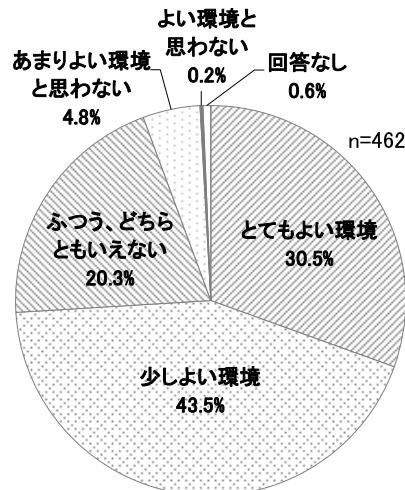
2. 生態系保護エリアの設定	
A	<ul style="list-style-type: none"> ・二ノ池湿地群と東山谷津田と鯉ヶ廻間上池・下池を生態系保護エリアとして設定 ・香流川の一部での近自然工法や植栽整備の実施 ・市民活動団体等の活動支援 ・市民活動団体との協働による自然環境講座の実施 ・自然環境シンポジウムの実施 ・自然環境保全アドバイザーの設置 ・二ノ池湿地保全計画における希少種保護策の設定 ・里山整備事業（下草刈り等）の実施
3. 外来種についての環境教育の推進	
A	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校での外来種勉強会の開催 ・愛知淑徳大学との共催による「グリーンマップづくり」 ・冊子「ながくての自然」の発行 ・「自然環境シンポジウム」の開催 ・市民活動団体等の活動支援 ・平成こども塾での環境教育 ・有識者との外来種勉強会の開催

3. 市民の環境意識（令和元年8月実施の市民アンケート結果より）

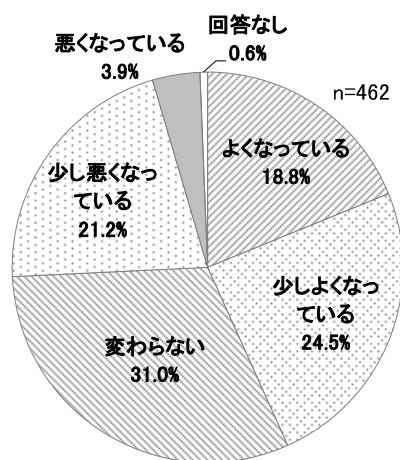
＜長久手市の環境の評価＞

長久手市の現在の環境については、「とてもよい環境」は30.5%、「少しそうい環境」は43.5%、あわせて74.0%の市民が長久手市の現在の環境を比較的よいと評価しています。

また、長久手市の最近の環境の変化について、「よくなっている」は18.8%、「少しよくなっている」は24.5%、あわせて43.3%の市民が比較的よくなっていると評価しています。



現在の長久手市の環境の評価

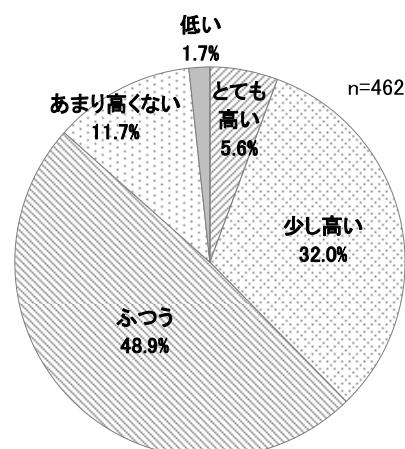


長久手市の環境の最近の変化

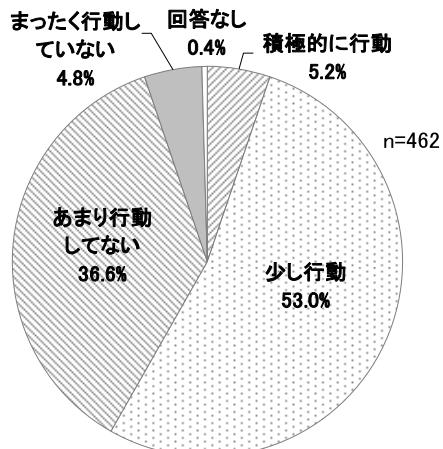
＜市民の環境意識と環境行動＞

自分自身の環境に対する意識について、「とても高い」は5.6%、「少し高い」は32.0%、あわせて37.6%の市民が環境に対する意識が比較的高いと回答しています。

自分自身の環境を守る行動について、「積極的に行動」は5.2%、「少し行動」は53.0%、あわせて58.2%の市民が環境を守る行動をしていると回答しています。



自身の環境に対する意識

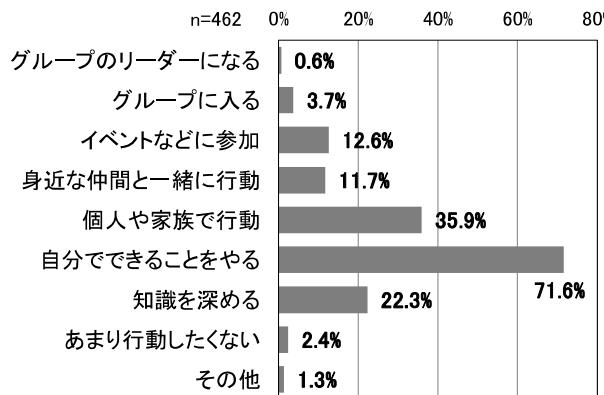


環境を守ったりよくするための自身の行動

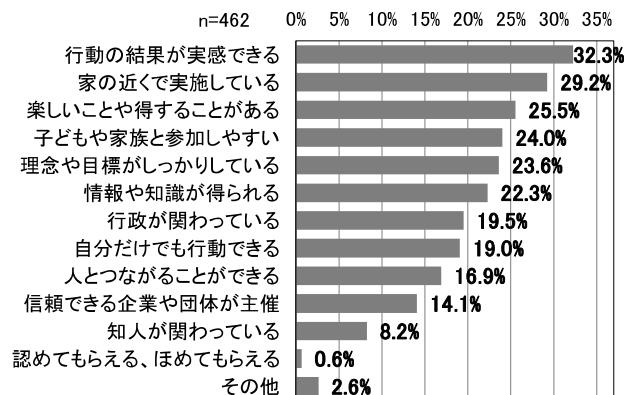
<市民の環境を守る行動への関わり方>

今後の環境を守る行動への関わり方について、「自分でできることをやる」が71.6%と最も多く、次いで「個人や家族で行動」「知識を深める」が多く、身近な部分で行動する市民が多くなっています。

環境を守るイベントなどに参加しようと思う条件としては、「行動の結果が実感できる」が32.3%と最も多く、次いで「家の近くで実施している」「楽しいことや得があることがある」「子どもや家族と参加しやすい」などが多くなっています。



環境を守る行動への今後の関わり方



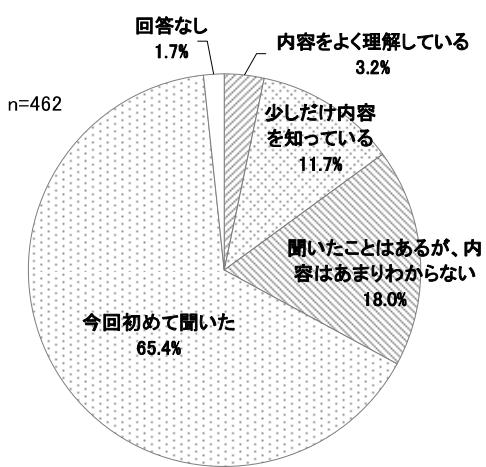
環境を守るイベントなどに参加しようと思う条件

<長久手市環境基本計画の認知度>

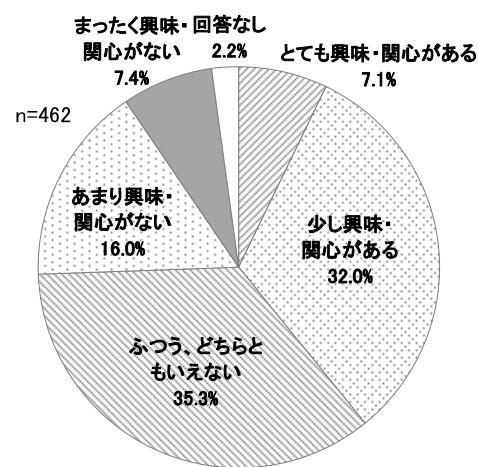
長久手市環境基本計画について、「内容をよく理解している」は3.2%、「少しだけ内容を知っている」は11.7%である一方で、「聞いたことはあるが内容はあまりわからない」は18.0%、「今回初めて聞いた」は65.4%であり、市民への認知度は低くなっています。

<SDGs（持続可能な開発目標）への興味・関心>

SDGsについて、「とても興味・関心がある」は7.1%、「少し興味・関心がある」は32.0%、あわせて39.1%の市民がSDGsに興味・関心があると回答しています。



長久手市環境基本計画の認知度



SDGs（持続可能な開発目標）への興味・関心

4. これまでの取組等から見える課題

長久手市の現状やこれまでの取組等から見えた課題を下に整理します。

【長久手市の環境の現状】

- ・人口、世帯数は増加傾向、今後もしばらく増加が予想される。
- ・温室効果ガス排出量は微減傾向、業務その他部門及び家庭部門の排出量が多い。
- ・ごみ排出量は増加傾向、資源回収量は減少傾向。
- ・山林、農地、水面等の自然地は減少傾向。

【第3次環境基本計画の実施状況】

- ・取組は概ね実施し一定の効果も認められるが、普及啓発の効果等、評価が難しいものもあった。

【アンケートによる市民意識】

- ・市民の74.0%が長久手の環境はよい、43.3%が環境はよくなっていると評価。
- ・市民の37.6%が自分の環境意識は高い、58.2%が自分は環境を守る行動をしていると回答。
- ・今後は自分の身近な部分で環境を守る行動する市民が多い。
- ・環境を守るイベントへの参加条件は、「結果が実感」「家の近くで実施」「楽しい・得する」「子どもや家族と参加」などが多い。
- ・環境基本計画の市民への認知度は低い。
- ・市民の39.1%はSDGsに興味・関心がある。

【これまでの状況が続いた場合の環境リスク】

(次ページ以降参照)

【社会経済動向】

- ・国全体では人口減少・超高齢化など人口構造の転換
- ・家族形態、ライフスタイルの多様化
- ・新たな技術の進展と普及
- ・地球温暖化、脱プラスチック、生物多様性など議論の活発化
- ・SDGsを踏まえた産学官民の活動の活発化
- ・レジ袋有料化、食品ロス削減推進法、気候変動適応法

【今後の長久手市の環境に対するリスク・課題】

- ・これまでの状況が続くと、温室効果ガスの大幅な減少は難しく、自然地の減少、ごみの増加に歯止めがかからなくなることが懸念されます。
- ・長久手市の環境は市民には「よい」と評価されていますが、市民が感じる環境の「よさ」を維持できなくなることが心配されます。
- ・地球温暖化は地球規模の環境問題ですが、これが原因の夏の猛暑、台風の強大化やゲリラ豪雨などは、私たちのくらしの安全にも影響を及ぼします。
- ・ごみの増加は、焼却や埋立てなどの処理における自然への負荷が増えるとともに、最終処分場の適地もなくなっています。また、ごみの処理費が増加し、市民の税負担が増加してしまいます。

将来のこれらのリスクを回避するために、長期的な視点をもちながら、環境を守る取組を行う必要があります。

このまま温暖化した未来は？

現時点を超える追加的な緩和策を取らなかった場合の予測をみてみると、

20世紀末（1980～1999）を基準としたとき、21世紀末（2076～2095）までに、どう変化するか？

⇒日本の年平均気温は約4.5℃上昇。猛暑日（日最高気温35℃以上）は、東海地方で23.2日増加。

⇒雨の降る日数は減少するが、東海地方では滝のように降る雨（短時間強雨50mm/h以上）の年間発生回数はほぼ倍増。

■暑熱による死亡リスク、熱中症

21世紀半ば（2031～2050年）には、
・熱中症搬送者数、熱ストレスによる超過死亡者数が2倍以上に（全国）。

■洪水、土砂災害

強い台風の割合が増加し、台風に伴う雨と風が強まる。これに伴う土砂災害・水害の激甚化・形態の変化が懸念される。

■コメの収穫

21世紀半ば（2031～2050年）には、
・中部地方の平野部は3割程度の収穫減に。一方、中山間地は収穫増に。

■生態系

熱帯・亜熱帯サンゴ礁は、2030年以降日本近海から消滅。

※参考：日本の気候変動2025（2025.3 文部科学省 気象庁）、
気候変動適応情報プラットフォーム（国立環境研究所）

ごみを出し続けるとどうなるの？

私たちが出すごみは、大きくはリサイクルするごみと焼却・破碎をして埋め立てるごみに分けられます。現在、埋立て処分量のうち区域外で約65%埋立てています。このまま埋め立てるごみを出し続けると、いずれ埋め立てる最終処分場が足りなくなります。

さらに、ごみの焼却により燃やすための燃料やごみの中のプラスチックなどから多くの温室効果ガスが排出され、地球温暖化が進みます。

また、私たちが使う物、例えば紙やプラスチック製品等を製造するためには、木や石油等の天然資源が必要です。「分別はするがリサイクル原料で作られた商品は買わず使い捨ては続ける。」人ばかりでは、資源は循環せず、いずれ枯渇してしまいます。

■最終処分場残余年数

2023年度末時点で、国内の一般廃棄物最終処分場の残余容量は95,751千m³。
残余年数は全国平均で24.8年。

※参考：一般廃棄物処理事業実態調査の結果（令和5年度）について（環境省）

■天然資源の枯済

- 世界の資源確認埋蔵量（令和5年度エネルギーに関する年次報告 資源エネルギー庁）
石油：1.7兆バーレル（53.5年分）
天然ガス：188.1兆m³（48.8年分）
- 世界の森林率（2020.5 国連食糧農業機構）
1990年 31.6%→2020年 30.3%

生物多様性の危機とは？

生物多様性のめぐみ

地球上には3,000万種もの生き物が存在すると言われています。日本だけでも30万種を超える生き物がいると言われており、これらの生き物は、森や川、草原、湿地、海など様々な場所で、お互いにバランスを保って生きています。これらたくさんの種類の生き物すべてが、複雑に関わりあって存在していることを“生物多様性”と呼んでいます。

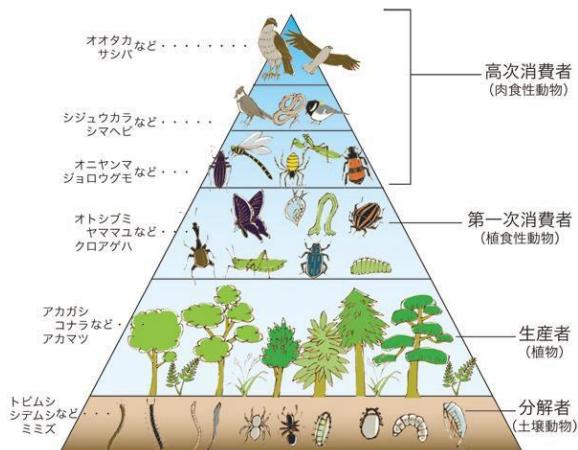
生物多様性は、衣・食・住だけではなく、きれいな水や空気、薬の原料、文化の源泉など、様々な恵みをもたらしています。これらの恵みは私たちが生きていくために欠かせません。

生物多様性の危機

生態系は様々な生き物の絶妙なバランスのもとで保たれています。特定の種が突然絶滅すると生態系のバランスが崩れ、他の種にも悪影響を及ぼします。

今、日本では、3,772種もの生き物が絶滅の危機にあるとされています。一度失った種は二度と元には戻せません。このような状況が続き、生き物の絶滅が続くと、いずれ私たち人類も存亡の危機に直面することとなります。

※参考：令和6年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）



豊田市の生態系ピラミッド模式図より
出典：矢作川流域森林物語（豊田市役所森林課）

■サバクトビバッタの異常発生

2020年、サバクトビバッタが異常繁殖し、アフリカ、中東、アジア諸国で、農産物を食い荒らす被害が発生しました。大規模な駆除作業を実施しましたが、引き続き、将来の食糧生産の悪化に備え、監視と防除活動を強化する必要があります。

■絶滅危惧種となったニホンウナギ

私たちが食するニホンウナギは、国内での生息数が急速に少なくなっています。このため、環境省や国際自然保護連合（IUCN）が絶滅危惧種に区分しました。このまま推移すると、日本の食文化とも言えるウナギの蒲焼きは存在しなくなってしまうかもしれません。

第3章 長久手がめざす環境像

1. 環境像を描くにあたって

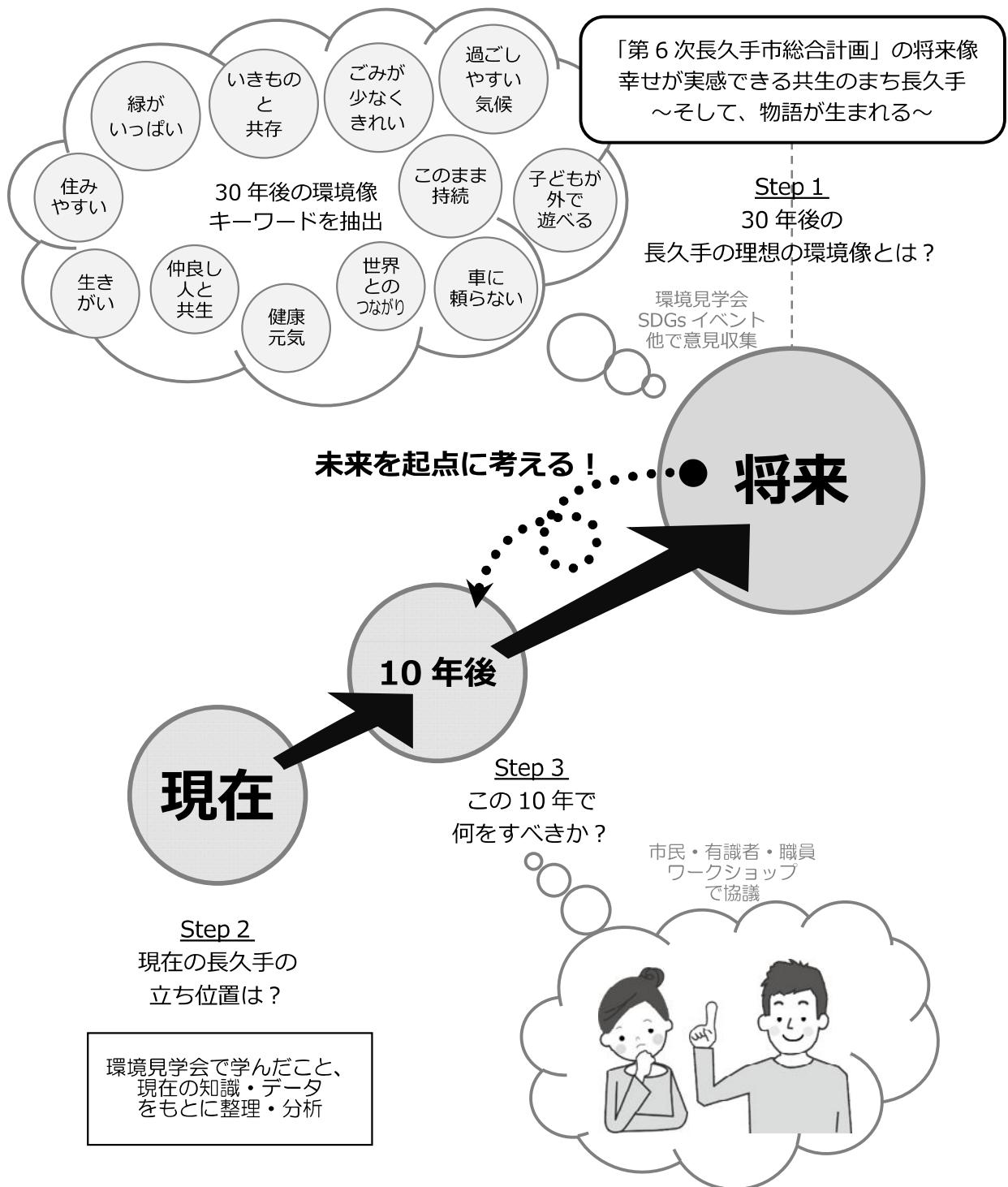
これまでの記述のとおり、個々の市民らの環境に対する意識は着実に向かっていますが、経済成長、社会的包摂、環境保護の調和を図るためにには、長期的な視野に立脚した取組を行わなければなりません。

本市は、総合計画において2050年の理想のまちを描いています。また、長久手市みんなでつくるまち条例を定め、すべての市民やまちに携わる人が、自分たちで理想のまちに向かって行動していくべきとしています。

そこで、この度環境基本計画を策定するにあたり、本市に関わる市民、事業者、専門家らと「30年後の長久手の理想の環境像とは」といった視点でめざす環境像を考えることとしました。



第6次長久手市総合計画（ながくて未来図）より



2. 30年後の環境像

くらしの安心や健康、幸せや豊かさを実感できる。

環境を通じて、地域、自然、世界とつながる物語が生まれる。

地域共生の取組を通じて、自然や環境との共生が実現する。また、環境へのこだわりを通じて、安心や健康、幸せや豊かさを実感する。さらに、地球環境の保全を通じて、長久手が世界に貢献するまちとなる。

前項を踏まえ、第4次長久手市環境基本計画で目指す、30年後（2050年頃）の環境像を上記のとおりとしました。

3. 基本方針

「30年後の環境像」を実現するために、本計画では4つの基本方針を設定します。

第3次長久手環境基本計画で定めていた3つの柱「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」に、環境面から安心安全なくらしを実現する視点を加え、4つの基本方針としました。ただし、それぞれの基本方針は独立したものではなく、互いに影響を及ぼし合う関係であることを念頭に置き、施策を実施しなければなりません。

また、それぞれの基本方針には『2050年頃までの目標』を掲げました。本計画では、現在の課題解決や取組の継続を前提にするのではなく、『2050年頃までの目標』を想定しそこを起点に今何をすべきかを考える「バックキャスティング」の手法を取り入れています。

A. 脱炭素のくらしと地域づくり

地球温暖化の要因となっている温室効果ガス（二酸化炭素）の排出を削減するため、長久手において「脱炭素社会」を構築します。

〈2050年頃までの目標〉

長久手市の活動に起因する温室効果ガスの排出を実質ゼロ※にする

※排出実質ゼロ：CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること

B. 循環型のくらしと地域づくり

限りある物や資源を大切に使い、廃棄物（ごみ）を削減するため、長久手において「循環型社会」を構築します。

〈2050年頃までの目標〉

最終処分※する長久手市起因の廃棄物をゼロにする

※最終処分：ごみの焼却後に残った灰や、破碎処理した不燃ごみを埋め立てること。

C. 自然共生のくらしと地域づくり（長久手市生物多様性地域戦略）

長久手の豊かな自然や地域の生態系を保全し、後世に継承するため、長久手において「自然共生社会」を構築します。

〈2050年頃までの目標〉

生物多様性※を維持・回復し、持続可能な利用ができるようにする

※生物多様性：すべての生物の「個性」と「つながり」のこと。生物多様性には「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つのレベルの多様性がある。

D. 安心・安全のくらしと地域づくり

事業活動や日常生活から発生する公害を防止したり、地域を美化したり、気候変動に対応していくことなどにより、安心して安全に暮らすことができる地域の環境を構築します。

〈2050年頃までの目標〉

市民や事業者・地域による取組が、安心・安全な地域環境を維持している

これらを踏まえ、2030年までの10年間の取組を考える上でキーワードになるのは、『人づくり・地域づくり』、その手段としての『見える化の徹底』です。行政から環境配慮施策の普及・啓発をするにあたり、効果や意義がきちんと伝わらなければ、一過性の取組で終わってしまい、また、市民らによる自発的な行動に発展することは期待できません。効果や意

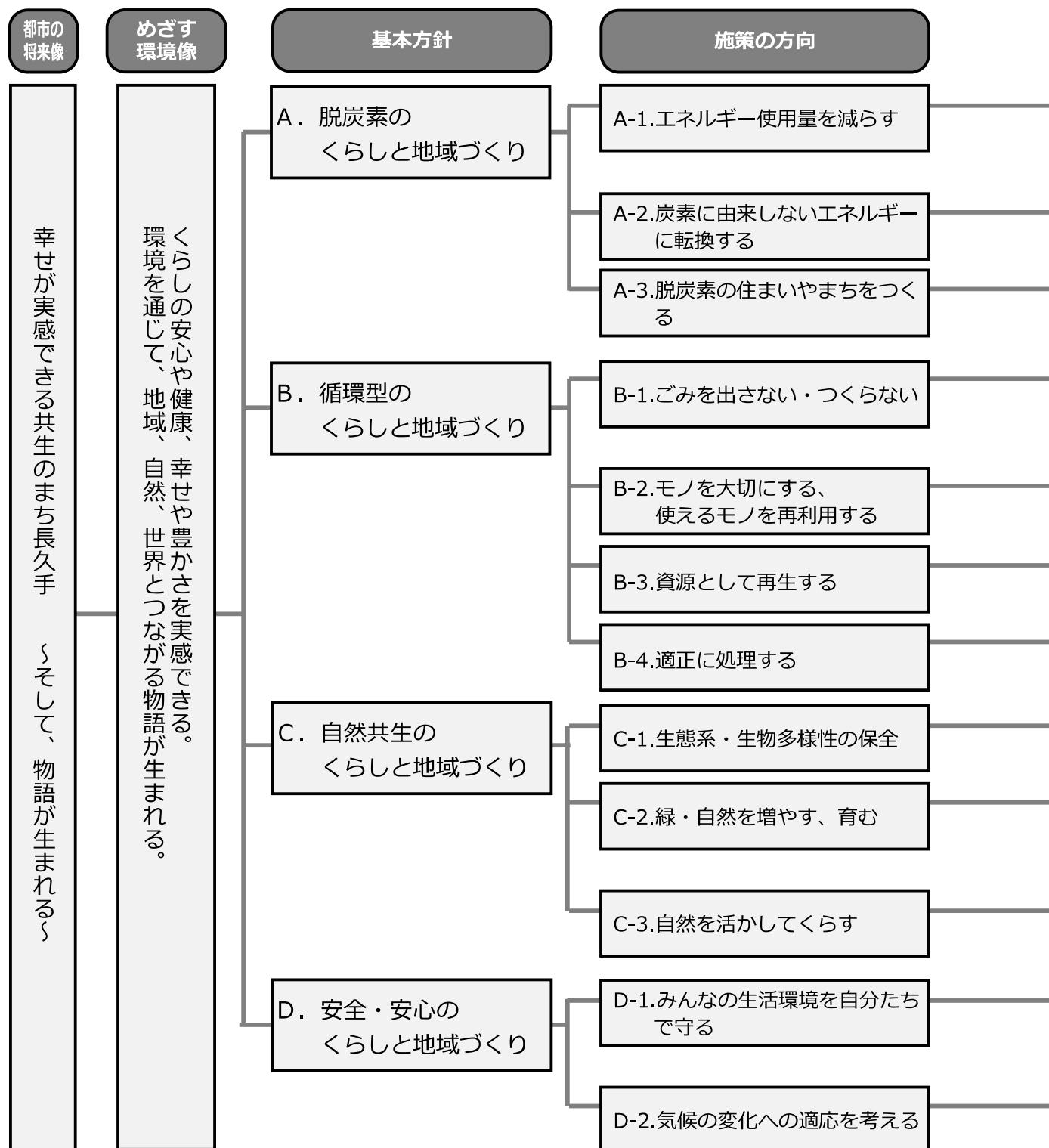
義をしっかりと見える化したり、市民らが共に自発的に行動できる仕組みを整備したりすることで、環境にこだわる人・地域が育ちます。2030年までの10年間は、2050年の目標を見据えた土台づくり、意識定着の期間とします。



第4章 施策の体系と方向

1. 施策の体系

めざす環境像の実現に向けて、4つの基本方針の下に施策を体系的に設定します。



単位施策

計画の推進

- A-1-1 くらしや事業活動における省エネのさらなる促進 (P29)
- A-1-2 移動・自動車利用のあり方転換 (P29)
- A-1-3 社会システム、ライフスタイルの転換 (P29)

- A-2-1 再生可能エネルギーの利用促進 (P30)
- A-2-2 再生可能エネルギーの創出促進 (P30)

- A-3-1 環境配慮型まちづくりの推進 (P31)
- A-3-2 CO₂吸収源としての緑の保全・創出 (P31)

- B-1-1 生ごみ・食品ごみの削減 (P34)
- B-1-2 脱プラスチックの促進 (P34)
- B-1-3 ペーパーレスの促進 (P34)

- B-2-1 モノを長く使う・循環的に使う (P35)
- B-2-2 不用品交換システムの充実 (P35)

- B-3-1 ごみ分別ルールの徹底 (P36)
- B-3-2 多様な主体による資源回収の促進 (P36)

- B-4-1 ごみ・資源の収集・運搬・処理の適正化 (P36)

- C-1-1 在来種を大切にする (P39)
- C-1-2 外来生物対策 (P39)

- C-2-1 良好的な緑・自然の保全 (P40)
- C-2-2 新たな緑の創出 (P40)
- C-2-3 緑のまちづくりの活性化 (P40)

- C-3-1 農あるくらしの推進 (P42)
- C-3-2 持続可能な里山の推進 (P42)

- D-1-1 事業活動等から発生する公害等の防止 (P46)
- D-1-2 くらしから発生する公害等の防止 (P46)
- D-1-3 環境美化活動の推進 (P46)

- D-2-1 気候変動への適応 (P47)

環境にこだわる人づくり・地域づくり

2. 施策の方向

A. 脱炭素のくらしと地域づくり

【これまでの状況】

気候変動はすでに私たちの暮らしに大きな影響を及ぼしています。将来、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、世界の平均気温は上昇していくことが確実と言われており、もはや『気候変動』ではなく、私たちやすべての生き物にとっての生存基盤を搖るがす『気候危機』と言われています。これまでよりもレベルの高い次元で温室効果ガスの発生抑制に取り組んでいかなくてはなりません。

温室効果ガスの発生割合は、本市は産業部門の割合は低く、業務その他部門（商業・サービス・事業所等）、家庭部門、運輸部門（自動車等）の割合が高いことから、市民や事業者が我がごととして意識を持ち、環境配慮行動を着実に実践していくことが不可欠です。

その意味で、『気候危機』に対する取組の意義や必要性を市民・事業者に確実に定着させていくことが重要となります。

【2050年への道筋】

パリ協定（COP21 2016年11月発効）によると、21世紀後半には温室効果ガス排出量と森林等による吸収量のバランスをとることにより、温室効果ガス排出量「実質ゼロ」を目指しています。

日本では、2030年度に温室効果ガス排出を46%削減（2013年度比）、2035年度、2040年度においてそれぞれ60%、73%削減するという中間目標と、2050年に温室効果ガス排出「実質ゼロ」という長期目標を掲げています。本市においても2050年までに温室効果ガス排出量「実質ゼロ」となるゼロカーボンシティの実現を目指し、省エネルギーのさらなる普及、水素エネルギーをはじめとするクリーンなエネルギーへの移行に一人ひとりが前向きに取り組み、温室効果ガス排出量削減の歩みを着実にていきます。

「実質ゼロ」の土台づくりとしては、具体的数値の『見える化』等、透明性、包摂性、参画性といったSDGsの考え方を取り入れた、持続可能な手段を用います。

また、施策の方向としては、省エネ・再エネにより、化石燃料由来のエネルギー使用を減らすとともに、「実質ゼロ」を達成するために、吸収量を増やすことにも取り組んでいきます。愛・地球博の理念を継承して整備した公園西駅周辺の取組を参考にした「長久手市環境配慮型まちづくり施策」を令和3年度から始動することとしており、この手法を市域全体へ活用しながら、『脱炭素社会』の実現を目指していきます。

2050年頃の環境像 (めざす「脱炭素社会」の姿)	基本方針 (2030年までの目標)
<ul style="list-style-type: none">■本市の暮らしや産業活動に起因する温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」が実現されています（2013年度比）。■日常の暮らしや産業活動における省エネ・再エネが当たり前の概念になっています。■エネルギーを巡るイノベーションを通じて、経済活動が活性化しています。	<ul style="list-style-type: none">■本市の暮らしや産業活動に起因する温室効果ガスの排出量を46%削減します（2013年度比）。■温室効果ガスの排出増加、地球温暖化と暮らしや産業活動との関係について理解を深め、省エネルギーのさらなる普及、再生可能エネルギーへの移行に一人ひとりが取り組みます。

【施策の方向】

A-1 エネルギー使用量を減らす

2050年頃の姿 (めざす姿)	◎エネルギーを効率的に使用する社会システムやライフスタイルが定着しています。 ◎省エネが「我慢」「努力」ではなく、「暮らしを豊かにする手段」にしている。
----------------------------	---

基本施策の方向 (2030年目標に取り組むこと)	◎市民生活、事業活動において、資源やエネルギーを効率的に使用し、エネルギー使用量を減らします。
-------------------------------------	---

A-1-1 くらしや事業活動における省エネのさらなる促進

- ・家庭や事業所を対象とした省エネ行動促進のためこれまでの取組は、改善を図りながら継続して実施し、省エネ効果が期待できる新たな取組について検討を進め、その普及を図ります。
- ・市民・事業者が省エネ効果を実感できる仕組みづくりを行います。

【重点施策】

- 省エネ行動の効果の見える化、費用対効果の周知（重点施策① P52）
- エネルギー消費状況の見える化（重点施策② P53）

A-1-2 移動・自動車利用のあり方転換

- ・電気自動車や燃料電池車など CO₂ 排出量の少ない車（次世代自動車）への転換を促す取組や、公共交通、自転車、徒歩の利用促進のための取組、人の移動・物流を効率化していくための取組などを展開します。

A-1-3 社会システム、ライフスタイルの転換

- ・朝型生活の推進、深夜活動の抑制、移動や訪問を伴わない働き方の促進など、CO₂ の削減につながる省エネ型の社会スタイル、ライフスタイルを促す取組を推進します。

A-2 炭素に由来しないエネルギーに転換する

2050年頃の姿 (めざす姿)	◎市内で使用するエネルギー源は「脱炭素」が中心となっていきます。 ◎水素エネルギーをはじめとする多様なエネルギーが市内の至るところ・場面で創出・活用されています。
----------------------------	--

基本施策の方向 (2030年目標に取り組むこと)	◎化石エネルギーの使用を抑制し、再生可能エネルギー・水素エネルギーの活用を定着化させます。
-------------------------------------	---

A-2-1 再生可能エネルギーの利用促進

- ・再生可能エネルギーを選択して調達できるよう、情報提供やシステム紹介を進めなど、再生可能エネルギーの利用促進のための取組を強化します。
- ・水素エネルギーの利用促進、水素エネルギーを活用した機器の導入を推進します。

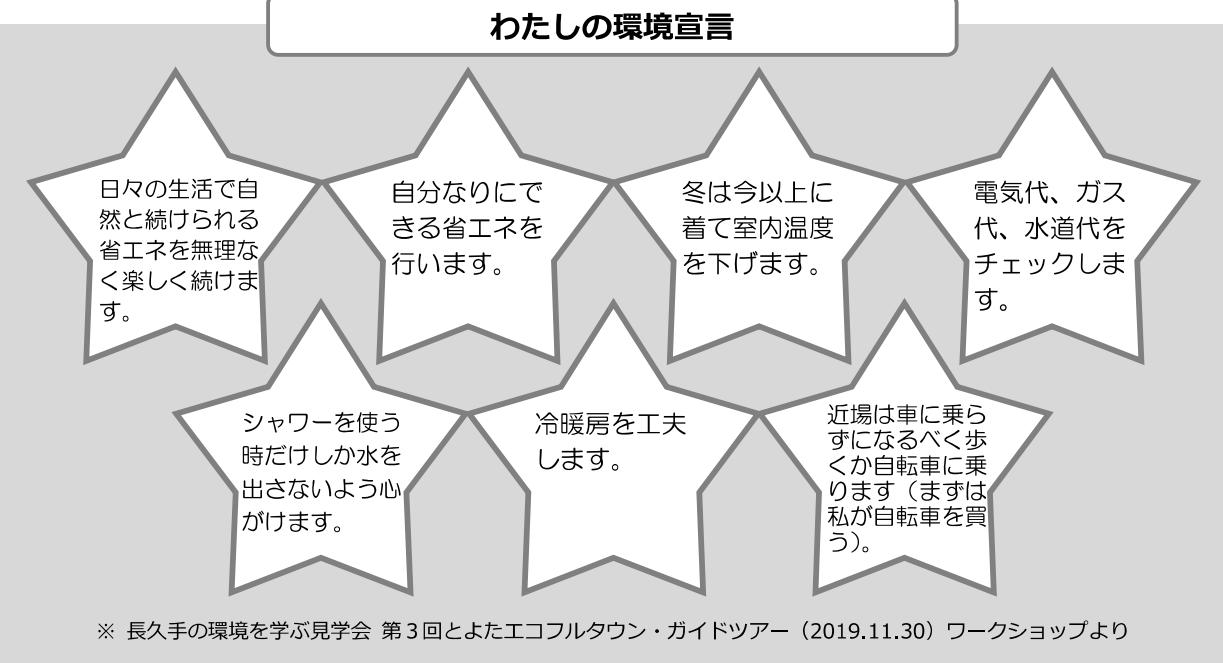
【重点施策】

- 行政における再生可能エネルギーの率先利用（重点施策② P53）

A-2-2 再生可能エネルギーの創出促進

- ・各家庭や事業所で発電、使用する太陽光エネルギー等の他、小水力発電や廃棄物を利用したエネルギーの創出手段について情報の把握に努め、災害時の非常用エネルギーとしての活用等も視野に入れて検討します。

わたしの環境宣言



※ 長久手の環境を学ぶ見学会 第3回とよたエコフルタウン・ガイドツアー（2019.11.30）ワークショップより

A-3 脱炭素の住まいやまちをつくる

2050年頃の姿 (めざす姿)	◎温室効果ガス排出も含めたゼロエミッション施設やエリアが市内に多くできています。 ◎「環境配慮型まちづくり」が定着しています。
基本施策の方向 (2030年目標に取り組むこと)	◎脱炭素、再生可能エネルギーの活用を前提としたハード・ソフトのまちづくり・住まいづくりを市内で展開します。

A-3-1 環境配慮型まちづくりの推進

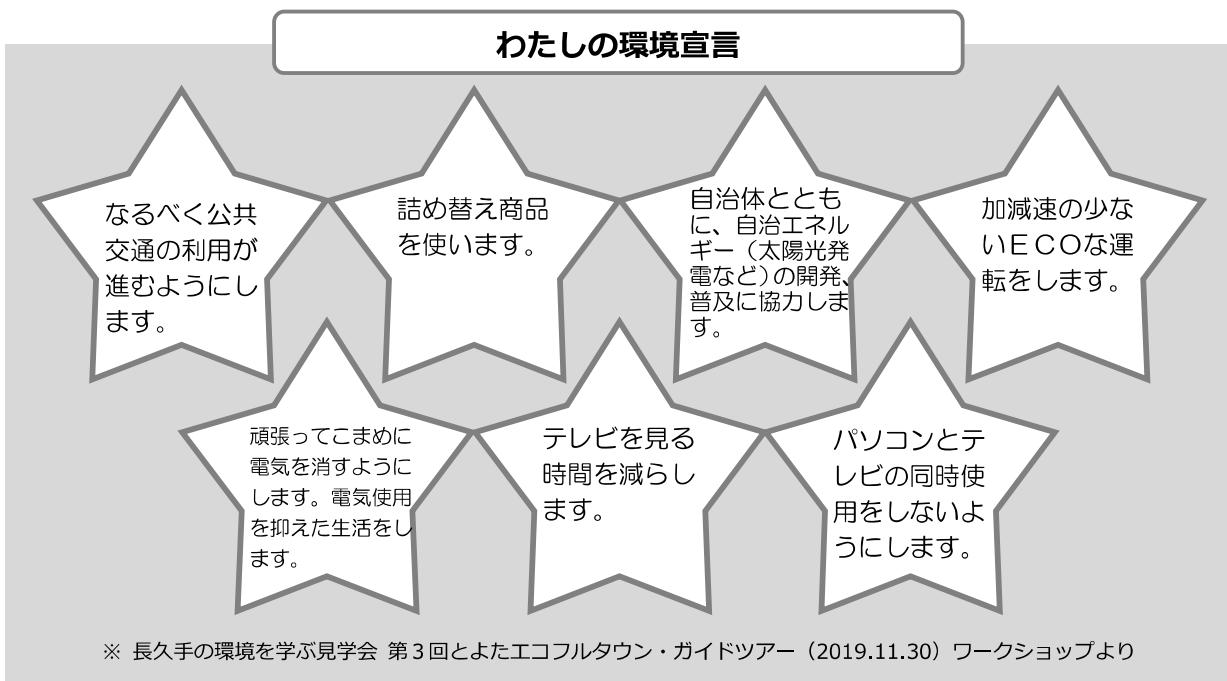
- ・スマートシティの整備、エネルギーネットワークの構築（エリア内におけるエネルギー効率利用）、環境配慮につながるエリアマネジメントなど、環境配慮型のまちづくりを推進します。
- ・建築物の省エネ化（スマートハウス）の普及を促進します。

【重点施策】

- 環境配慮型まちづくりの推進（重点施策③ P54）

A-3-2 CO₂ 吸収源としての緑の保全・創出

- ・排出されたCO₂を吸収する役割を担う、まちの緑の保全・創出を進めます。
- ・緑の保全・創出をする取組については、「C-2 緑・自然を増やす、育む」(P40)に記載します。



市民の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化、気候変動といった課題を他人事としてではなく、我が事としてとらえ、正しい知識を身につけます。 ● 自らの暮らしから発生する温室効果ガスを、30年後までに実質ゼロに近づけるにはどうすればいいか考え、実践します。 ● 環境に配慮した選択が、具体的にどれくらい温室効果ガスを抑制できるのか。HEMS(ホーム・エネルギー・マネジメント・システム)等を設置し、見える化された電気使用量や電気代を見て、意識を高めます。 ● 自ら進んで、クールチョイス（地球温暖化対策のための賢い選択）に努め、家庭からのCO₂排出の削減に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> (例)・鉄道・バス等の公共交通機関、徒歩、自転車を利用 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車は環境配慮車を購入。エコドライブの実施。 ・HEMS、高効率給湯器、LED照明器具、緑のカーテンの導入、省エネ家電への買換え等 ● 再生可能エネルギー設備の導入、再生可能エネルギー由来の電力の購入を進めます。

事業所の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 30年後の脱炭素なまちに向け、環境の視点から事業活動全般を見直し、計画的に脱炭素化に向けた取組を進めます。 ● 省エネエネルギー設備の導入などにより、省エネとエネルギーの効率利用を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> (例) BEMS(ビル・エネルギー・マネジメント・システム)の導入、省エネ診断、ESCO事業(光熱水費等の経費削減ビジネス)の実施等) ● 省エネエネルギーにつながる事業運営を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> (例) 朝活・朝イベントの推進、働き方改革の推進(リモートワーク促進、時間外勤務抑制、深夜営業の見直し) ● 再生可能エネルギー設備の導入、再生可能エネルギー由来電力の購入を進めます。 ● 公共交通機関の利用やノーカーデーの実施、徒歩や自転車による移動、相乗り通勤を推奨します。社用車にパーソナルモビリティ等、環境配慮車を導入します。

上記取組の普及啓発の他、行政の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネ行動の効果の見える化、費用対効果の周知をします。 ● 公共施設におけるエネルギー消費状況の見える化をします。 ● 環境配慮型まちづくりを推進します。 ● 自動車が排出する温室効果ガスの抑制を進めます。 ● 炭素に由来しないエネルギーの利用促進のためのインフラ整備等の検討をします。 ● 植樹等により、CO₂吸収源としての緑の保全と創出を進めます。 ● 市機関が排出する温室効果ガス削減対策は、長久手市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき実施し、市民や事業者の先導役となるよう努めます。

B. 循環型のくらしと地域づくり

【これまでの状況】

地球環境の破壊をもたらす要因の一つに、大量生産・大量消費・大量廃棄をベースとした社

会経済システムがあげられます。私たちは、資源の有限性や地球温暖化防止の重要性を認識し、環境負荷の少ない循環を基調とした社会へと転換していく必要があります。

本市では、資源とごみの分別ガイドブックの作成、ながくてエコハウスを拠点とした資源の回収と再利用品の提供、リサイクルマーケットの開催、スマートフォン向け分別アプリ「さんあ～る」の導入など、ごみの減量に係る施策を展開してきました。

こうした施策の効果もあって、家庭から排出される1人1日あたりのごみの量は減少の傾向を見せてますが、人口増加に伴うごみ排出量の総量の増加が懸念されるところとなっています。また、家庭のもえるごみの中には、まだまだ再生可能な紙類・プラスチック類の混入がみられます。プラスチック類は、新たに廃棄物排出の抑制と再資源化の促進が求められており、使い捨て製品の使用を控えるとともに、再資源化を進める必要があります。近年では、大型商業施設の出店による事業系ごみの増加といった実情も浮き彫りとなっています。

【2050年への道筋】

循環型社会は、循環型社会形成推進基本法によると、「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定義されており、その実現方法としては、1) ごみを出さない、2) 出たごみはできるだけ利用する、3) どうしても利用できないごみはきちんと処分する、以上の3つが提示されています。究極的には、資源の循環利用システムを成立させて、“どうしても利用できないごみ”を発生させない社会が理想の社会像となります。

本市における2050年頃の環境像については、こうした理想の社会像、すなわち、廃棄物の発生量が「ゼロ」に大きく近づいている姿を目標として定めます。

本市において、2050年目標に向けて、ごみの減量化、資源化の取組をさらに高いレベルへと引き上げていくためには、市民・事業者が生産・消費行動の重要性を強く意識し、日頃の環境配慮行動に実際につなげていくことがきわめて重要になります。

そこで、今後10年は、廃棄物発生量「実質ゼロ」を前提とした意識定着の10年とし、意識定着の下でごみ減量に市民一人ひとりが前向きに行動する社会を目指します。

2050年頃の環境像 (めざす「循環型社会」の姿)	基本方針 (2030年までの目標)
<ul style="list-style-type: none">■本市での活動に起因する廃棄物、埋立て処分が「実質ゼロ」に近づいています。■私たちの暮らしの中で消費されるモノを繰り返し利用し、廃棄物を出さないという生活様式が普通になっています。	<ul style="list-style-type: none">■私たちが暮らしの中で使用する様々なモノの生産から廃棄・最終処分までについて、市民が自分ごととして理解し、ごみの減量に市民一人ひとりが取り組みます。

【施策の方向】

B-1 ごみを出さない、つくらない

2050年頃の姿 (めざす姿)	◎「ごみを捨てない」ではなく、「ごみを出さない・つくらない」が普通の生活様式として定着しています。
--------------------	---

基本施策の方向 (2030年目標に取り組むこと)	◎市民生活、事業活動に伴うごみの発生をゼロに近づけます。
-----------------------------	------------------------------

B-1-1 生ごみ・食品ごみの削減

- ・生ごみは脱水・乾燥による減量を図るとともに、堆肥化、エネルギー化を促進します。
- ・食品ロス削減のための意識啓発及び仕組みづくりを進め、食品ごみの減量と資源化を推進します。

【重点施策】

- 事業所から排出される食品ロスの削減（重点施策④ P55）
- ごみの減量化・資源化の「見える化」（重点施策⑥ P57）

B-1-2 脱プラスチックの促進

- ・プラスチックに代わる紙・バイオ素材の活用やエコバッグ等の利用を促進するなどにより、脱プラスチックに向けた取組を展開します。

B-1-3 ペーパーレスの促進

- ・事業所や家庭、地域活動など様々な場面で資料の電子化を促進するための取組を進めます。
- ・ペーパーレスの文化の普及を図り、ごみの減量、無駄な森林伐採の抑制に寄与します。

わたしの環境宣言

燃えてはいけないものまで分けてるから、僕も家で確認していきます。

雑紙の分別をもっと頑張ります（資源ごみに回します）。

もう少しねいに分別します。

※ 長久手の環境を学ぶ見学会 第1回ごみ処理施設晴丘センターの見学（2019.8.21）ワークショップより

B-2 モノを大切にする、使えるモノを再利用する

2050年頃の姿 (めざす姿)	◎使えるモノは“ごみ”にならず、“モノ”として再利用される社会の仕組みが確立されています。
基本施策の方向 (2030年目標に取り組むこと)	◎モノを使い終えてもごみとして捨てずに繰り返し使うこと(リユース)、まだ使えるモノは修理して使うこと(リペア)を、より身近な生活行動として暮らしに浸透させます。

B-2-1 モノを長く使う・循環的に使う

- ・意識啓発や環境教育の充実を図りながら、モノは繰り返し使用する、修理して使用するという生活文化を醸成します。

- ・リペア、リフォームの利用を促進するための機会拡充を図ります。

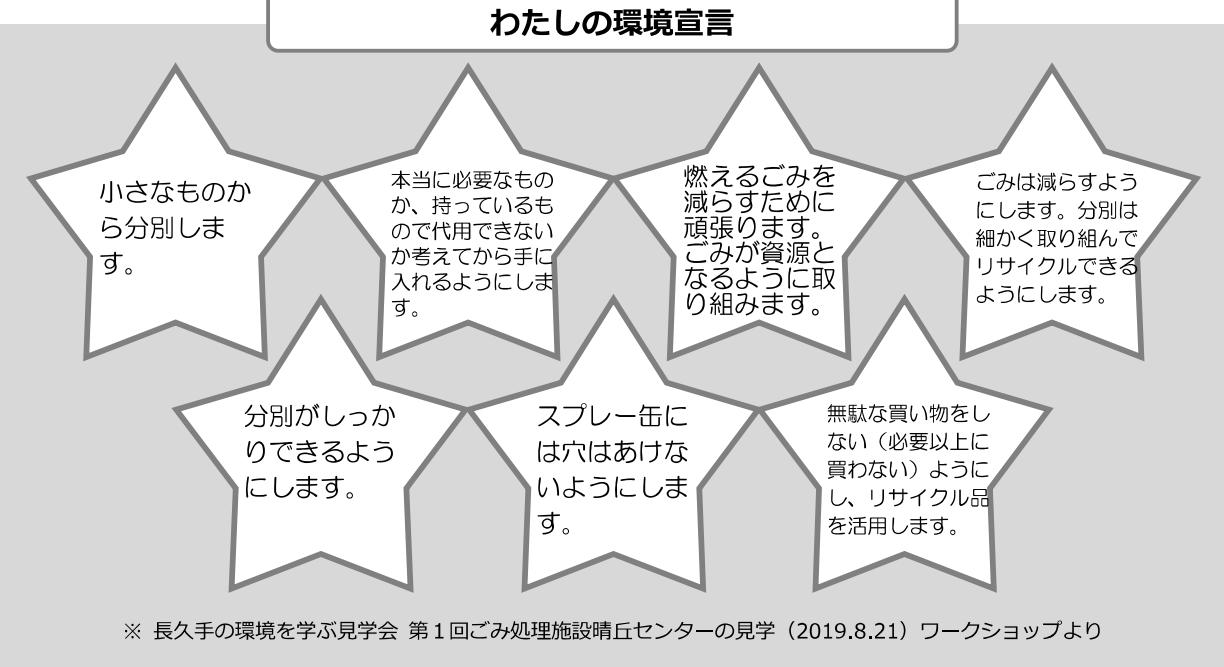
【重点施策】

- リペア・リフォームストアの整備（重点施策⑤ P56）

B-2-2 不用品交換システムの充実

- ・市の不用品交換で扱う種類拡大の検討等、不用品交換の利用促進のための仕組みづくりをします。

わたしの環境宣言



※ 長久手の環境を学ぶ見学会 第1回ごみ処理施設晴丘センターの見学（2019.8.21）ワークショップより

B-3 資源として再生する

2050 年頃の姿 (めざす姿)	◎不用物は分別が徹底され、資源として再生利用されています。
基本施策の方向 (2030 年目標に取り組むこと)	◎不要なモノは資源化して新しいものをつくるリサイクルの仕組みを暮らしの中に定着させます。

B-3-1 ごみ分別ルールの徹底

- ・再資源化可能なものが正しく分別されるよう、ガイドブック、アプリ等を活用したり、分別体験を行ったりして、分別の徹底を図ります。
- ・大学・学校、賃貸住宅家主等と連携し、分別方法の周知を徹底します。
- ・事業者に対するごみ排出・搬入ルールの徹底を図ります。

【重点施策】

- 広報の充実:ごみ分別の結果とメリットの「見える化」(重点施策⑥ P57)

B-3-2 多様な主体による資源回収の促進

- ・民間とも連携し、資源回収機会を増やします。また、再資源化対象品目の拡大を図ります。
- ・資源回収促進のための意識啓発を図るとともに、資源回収を促す仕組みづくりを進めます。

B-4 適正に処理する

2050 年頃の姿 (めざす姿)	◎最小限の環境負荷で、工コなごみ処理がなされています。 ◎最低限のコストで、安全かつ衛生的な処理が実現しています。 ◎最終処分するものが「実質ゼロ」に近づいています。
基本施策の方向 (2030 年目標に取り組むこと)	◎環境負荷、コストを最小限に抑えながら、安全にごみ処理を進めます。

B-4-1 ごみ・資源の収集・運搬・処理の適正化

- ・運搬収集・中間処理・最終処分では、環境負荷をかけない体制づくりを要請します。
- ・ごみ処理のコスト低減を図ります。

市民の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ処理についての正しい知識を身につけ、自分が出すリサイクルできないごみを30年後までにゼロにするにはどうすればいいか、考え、実践します。 ● 食べ物の食べ残しをしないようにし、食品ロスを削減します。 ● 生ごみはよく水切りします。また、堆肥化するなどして、生ごみの減量をします。 ● 買い物にはマイバッグを持参します。過剰な包装の商品は避ける、詰め替え商品を選ぶ、不要なモノはもらわないなど、リデュース・リフューズ[※]に取り組みます。 ● 家庭での脱プラスチック、ペーパーレスに取り組みます。 ● 使えるモノは繰り返し使う、修理して使う、不用品交換システムを利用するなど、リユースに取り組みます。 ● リサイクルできるモノは資源回収に出し、リサイクルに取り組みます。 ● 再生利用された製品を購入するようにします。 ● ごみの分別ルールに従って正しく分別し、ごみ出します。
事業所の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所での省資源化・再資源化を進め、事業系ごみの減量を進めます。また、ごみの適正な処分を行います。 ● 飲食店や食料品販売店などから排出される食品ロスの削減に取り組みます。 ● 各種リサイクル法に基づきリサイクルを徹底します。 ● すぐにごみとなるモノを作らない、売らないようにするほか、分別しやすくする、回収するなど、市民の5Rの実践に協力します。
上記取組の普及啓発の他、行政の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所から排出される食品ロスの削減を推進します。 ● リペア・リフォームストアの定着のための場づくりをします。 ● ごみの減量化・資源化の「見える化」をします。 ● 市内での堆肥循環の仕組みづくりの検討 ● 生ごみのエネルギー利用の検討 ● 生ごみ処理機購入補助金の継続 ● 市民、事業者に対する取組の啓発 ● 市機関が排出するごみ減量対策は、長久手市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき実施します。ごみの減量化・資源化の取組の効果を『見える化』するためのシステムを整備します。

※リデュース：Reduce（発生抑制）、リフューズ：Refuse（不要なものをもらわない）

※5R：Reduce,Reuse,Recycle,Repair(Reform),Refuse の5つのRの頭文字を表す。

ごみが出ないようにする、まだ使えるものは工夫して使う、資源として再生する、修理して使う、不要なものをもらわない

C. 自然共生のくらしと地域づくり（長久手市生物多様性地域戦略）

【これまでの状況】

生物多様性が失われる原因の一部に、開発による生息環境の悪化や、里山などの手入れ不足による自然の質の低下、外来種などの持込みによる生態系のかく乱が挙げられます。

こうした課題に対応するため、本市では、開発エリア周辺等の継続的な調査による自然環境情報の集約・整理や、生態系に富む区域を市民が共通認識するための取組「生態系保護エリア」の設定、保全の主な担い手であるボランティア団体の活動支援、特徴的な自然環境区域の保全方針や管理体制を定めた「二ノ池湿地群保全管理計画」の策定、外来種勉強会等啓発イベントの開催、パンフレット等による情報発信など、自然と共生する地域づくりのための施策を展開してきました。

こうした施策の効果もあって、市民アンケートからは 76%が自然共生社会について関心や興味を持っているという結果でしたが、今後も自然の恵みを持続的に享受していくには、生態系を持続的に保全し、生態系の回復能力を超えない範囲で利用する必要があることを私たち一人ひとりが理解し、行動しなければなりません。

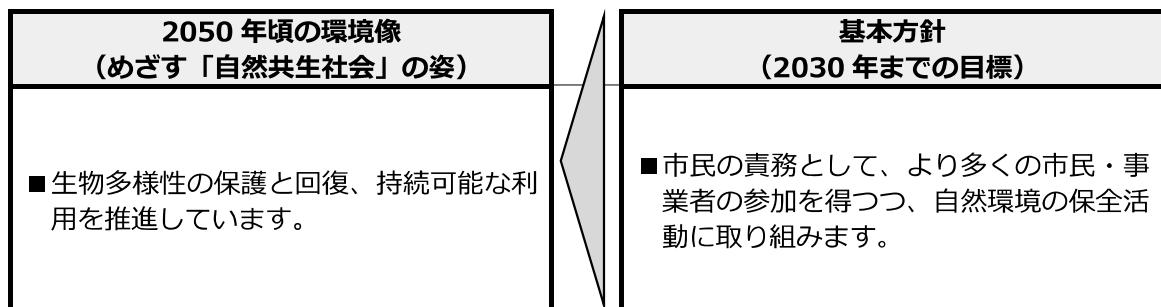
また、近年、生態系をかく乱するおそれのある外来生物の侵入が確認されていることや、保全活動団体など担い手が高齢化していることから、これらへの更なる対応が必要とされています。

【2050 年への道筋】

2010 年に名古屋市で開催された第 10 回生物多様性条約締約国会議（COP10）では、2050 年までの長期目標として「自然と共生する世界」の実現が定められ、併せて、愛知目標（戦略計画 2011～2020）が採択されました。残念ながら愛知目標については完全に達成できたものがなかったことから、2022 年に新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。長期目標を引き継ぎつつ、30by30 や侵略的外来種対策などの 23 のグローバルターゲットを定めています。わが国では、「ネイチャーポジティブ実現に向けたコードマップ」として、新たな「生物多様性国家戦略 2023-2030」が 2023 年に策定されました。

わが国の長期的な視野にならい、2050 年の本市の環境像の設定に際して、生物多様性の損失を阻止し、生態系の保護と回復を図りつつ、持続可能な利用を推進するという目標を掲げます。その達成には、今後 10 年間で、市民一人ひとりによる生物多様性の危機的状況や重要性の十分な理解や、将来の担い手となる人材発掘により、下地を育むことが重要となります。

その足がかりとして、現状の「見える化」や多様な世代・主体による連携の促進を通じて、より多くの市民の自然への愛着・意識を高めながら、本市の特徴を活かした持続可能な自然共生社会を目指します。



【施策の方向】

C-1 生態系・生物多様性の保全

2050年頃の姿 (めざす姿)	◎希少種・絶滅危惧種が普通種となっています。
基本施策の方向 (2030年目標に取り組むこと)	◎在来種が生息できる環境を守ります。 ◎外来種の被害防止と駆除を行います。
C-1-1 在来種を大切にする	
<ul style="list-style-type: none">市内の生態系ネットワーク※の充実のため、湿地、ため池、河川、里山、農地等の適正な保全・維持管理を行います。東部丘陵生態系ネットワーク協議会と連携し、広域的な視点による生態系ネットワークの形成に取り組みます。	

※生態系ネットワーク：生き物の生息・成育空間を適正に配置し、つながりを確保すること（P43へ）

【重点施策】

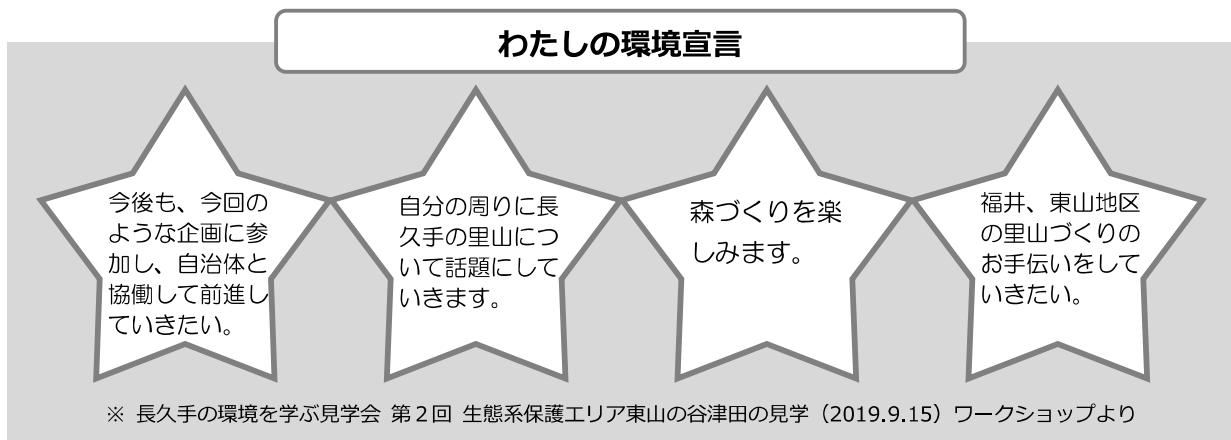
- 在来生物の情報提供や学習、保護、育成活動の推進（重点施策⑦ P58）

C-1-2 外来生物対策

- 勉強会や駆除活動を通じて、外来種についての知識の普及を図ります。
- 外来生物の被害防止と駆除を実施します。

【重点施策】

- 外来生物も含む生息状況調査の実施と生息状況の見える化
(重点施策⑦ P58)



C-2 緑・自然を増やす、育む

2050年頃の姿 (めざす姿)	◎多様な生物が生息し、市民が市内のいたるところで緑や自然に親しんでいます。
基本施策の方向 (2030年目標に取り組むこと)	◎多様な生物の生息環境を守るため、里山林、水田、湿地及び水路等の適切な保全、緑地の整備・保全を進めます。 ◎市民、学生及び企業との協働による緑のまちづくりを推進します。

C-2-1 良好的な緑・自然の保全

- ・西部の市街地においては、緑の積極的な維持・管理に取り組み、緑の質を高めます。
- ・豊かな自然環境を形成している東部の田園・丘陵地の保全を図ります。
- ・「長久手市緑の基本計画」で緑化重点地区として位置づけられている「里山エリア」について、積極的に保全・活用を図り、その中の生態系保護エリアを中心に生物多様性を維持する湿地などの環境を保全します。

【重点施策】

- 地域、企業、学生等による里山保全活動の実施（重点施策⑧ P59）

C-2-2 新たな緑の創出

- ・「長久手市緑の基本計画」と整合を図りながら、緑の軸と緑の拠点の形成を行います。また、緑の軸と緑の拠点を結ぶ生態系ネットワークも考慮した、緑のネットワークの形成を図ります。
- ・西部の市街地では、公共施設や民間施設の緑化の充実・拡大、宅地の緑化促進などを進め、まちの緑を創出します。
- ・市街地を流れる河川については、市民が親しめるよう護岸、沿岸の緑化を推進します。

C-2-3 緑のまちづくりの活性化

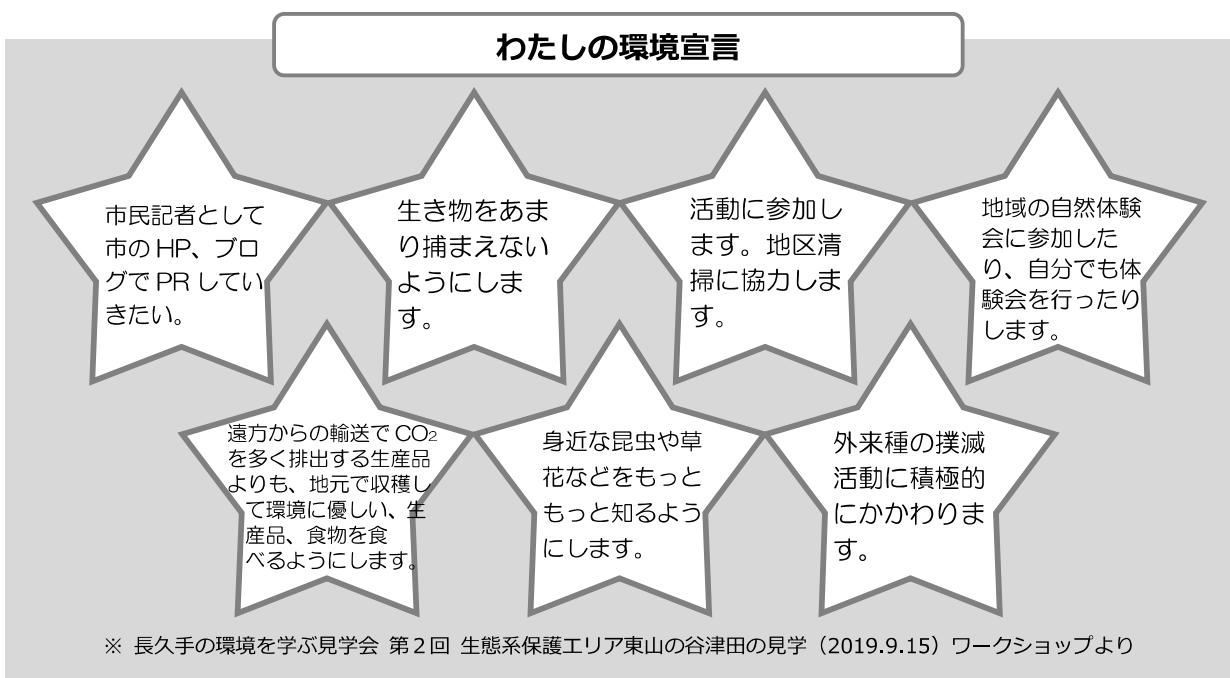
- ・市民、学生及び企業との協働による緑のまちづくりを推進します。
- ・人材育成や地域の取り組みへの専門家の派遣など、市民が主体となった緑のまちづくりを支援します。

参考 関連計画「長久手市緑の基本計画」

令和2年（2020年）3月に策定された「長久手市緑の基本計画」では、「C-2 緑・自然を増やす、育む」について、以下を目指しています。

市街地に緑を創出し、農作物を生産し季節を伝えてくれる農地、身近な自然を提供し多様な生物が生息する丘陵地の豊かな緑の保全・活用をベースとして、緑の軸と緑の拠点の効率的な形成により、市民の誇りとなる緑と市内外からの来訪者をもてなす緑を備えた魅力的な緑の都市とします。

成果指標	令和元年度 (2019年度)	令和10年度 (2028年度)
一人あたりの 都市公園面積	31.87 m ² /人	36.1 m ² /人



C-3 自然を活かしてくらす

2050 年頃の姿 (めざす姿)	◎農地や里山が市民の財産として持続的に保全・活用されています。
基本施策の方向 (2030 年目標に取り組むこと)	◎自然に親しむ場所を確保し、市民が農業体験、里山体験などの自然と関わる活動を推進します。

C-3-1 農あるくらしの推進

- ・農業及び農地の持つ環境保全機能についての理解を深めます。
- ・様々な人が行う農に関わる取組を応援し、農業後継者や新規就農者の確保、育成に取り組むとともに、「農」の多様な担い手を増やし、農地の保全・活用を図ります。
- ・農とのふれあいの場の創出に取り組みます。

C-3-2 持続可能な里山の推進

- ・市民・土地所有者・行政等が一体となって取り組む、里山保全活動を促進します。
- ・里山の価値を理解し、守り、育むため、里山くらしの知恵や技術を学ぶ機会と場を確保します。
- ・次世代に継承できる「持続可能な里山」づくりを進めます。

【重点施策】

- 地域、学校、企業等による生物多様性保全活動の実施（重点施策⑧ P59）

わたしの環境宣言

保全活動への参加、環境の観察を継続します。
自然の危うさと美しさを知る勉強を続けます。
湿地保全の会に参加します。
長久手の素晴らしい自然を市民の方に少しでも広めていく活動に取り組みます。

※ 長久手の環境を学ぶ見学会 第2回 生態系保護エリア東山の谷津田の見学（2019.9.15）ワークショップより

参考 関連計画「長久手市里山プラン」(平成 28 年 3 月策定)

「長久手市里山プラン」では、「C-3 自然を活かしてくらす」に関連して、下のことを記載しています。

愛着と楽しさのある「行ってみたい『里山』」を目指し、基本方針を定めています。

- 1 各地区の特性を活かした特色ある「里山」とする
- 2 適切な保全により、本市の魅力となる「里山」とする
- 3 交流や体験により、市民が楽しさを発見できる「里山」とする
- 4 里山の保全・活用に関わる人や組織の充実・拡大を図る
- 5 里山と人との新たな関係づくり、仕組みづくりを進める

また、里山の具体的な保全・活用方針を、次のように定めています。

- 1 池や湧水湿地については、生物多様性に配慮するとともに、「里山」としての景観などに優れた地区について保全する。
- 2 市民活動団体等が中心となり、市民が楽しむことのできる里山の体験講座やイベントなどを開催する。
- 3 里山での活動に必要な拠点施設、自然とのふれあいや健康づくりのための散策路を整備する。

参考 東部丘陵生態系ネットワーク協議会とは

野生生物の多くは一生を通じて複数の異なる自然環境を利用しています。また、生物の集団の孤立を防ぐためには、移動できる範囲に様々な自然環境が存在していることが重要で、こうした自然環境を結ぶものが生態系ネットワークです。

東部丘陵生態系ネットワーク協議会は、本市を含む 10 の自治体からなる名古屋東部丘陵地域において「23 大学が先導する、ギフチョウやトンボの舞うまちづくり」を目標に、この地にある大学が中心となり住民・企業・自治体と協力しながら、ふるさとの原風景が残された、心豊かに暮らせるまちをつくるための取組を行います。

市民の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 長久手の自然や生物多様性について関心を持ち、身の回りの自然や生き物についての正しい知識を身につけるよう努力します。 ● 市や市民団体等が実施する自然観察会、散策会や生き物調査に参加します。 ● 県民参加型生物多様性モニタリング調査に協力します。 ● 市民参加による里山の整備活動をはじめ、市や市民団体等が実施する生物多様性保全活動に参加、協力します。 ● 特定外来種の持ち込みをしません。また、その除去に協力します。
事業所の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 長久手の自然や生物多様性についての理解が深まるように、従業員への情報の提供、学習機会の提供に努めます。 ● 事業所周辺の自然環境に配慮して、環境保全対策を行います。 ● 市や市民団体等が実施する自然観察会、散策会や生き物調査に協力します。 ● 市民参加による里山の整備活動をはじめ、市や市民団体等が実施する生物多様性保全活動に参加、協力します。 ● 特定外来種の生き物については、法に基づき適正に管理します。
上記取組の普及啓発の他、行政の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 希少動植物の生息状況に関する調査を継続的に実施します。 ● 関係団体等と協力しながら、散策会、生き物勉強会、保全活動体験会を開催します。 ● 生態系ネットワークを構築するため、関係団体と連携します。 ● 生き物の生息・生育空間の保全策を講じていきます。 ● 河川や道路などの土木工事にあたっては、生物にやさしい工法等を採用します。 ● 外来生物の生息状況調査を行い、併せて生息状況についての情報提供を行います。 ● 外来生物に関する勉強会や駆除活動を行います。 ● 公園・緑地、街路樹、社寺林、生産緑地等の市街地の緑を保全・維持します。 ● 農地、丘陵地、河川やため池等の自然環境を保全します。 ● 公共施設や宅地での緑化を進めます。 ● 市民、企業、学生等が主体となる保全活動を支援します。 ● 緑のまちづくりに関する情報を発信します。 ● 農業振興を図り、農地の保全・活用及び農とふれあう機会を提供します。 ● 里山についての勉強会を開催し、持続可能な里山づくりにかかわる市民や企業等の活動を支援します。

D. 安全・安心のくらしと地域づくり

【これまでの状況】

安全・安心の環境を確保するためには、公害のないまちづくりが必要です。本市では、河川の水質、大気、道路の騒音について常時監視し、環境基準等の達成状況を把握しています。近年は環境基準を超えることはありませんが、今後も良好な状況を維持するため、事業所や道路管理者等との連携や情報共有を図っていくことが必要です。また、最近は日常生活からの騒音や光害、野焼き、ペットの飼育等に関する苦情も多くなっています。これらについては、生活におけるお互いの配慮が基本になることから、地域コミュニティと連携した取組が必要です。

本市では、「ごみゼロ運動」「愛・Nクリーン」をはじめとして、市民参加の美化活動が積極的に行われています。きれいなまちを維持するために、市民主体による地域の美化活動や植栽活動等が必要不可欠です。

地球温暖化を原因とした最近の猛暑や集中豪雨等の気候変動は、私たちの安全・安心や健康を脅かすだけではなく、産業や経済にも影響を及ぼし始めています。

【2050年への道筋】

「安全・安心」は私たちの身近な問題であり、すべての人が主体的に取り組む必要があります。一人ひとりが周囲への配慮をしながら、自分ごととして取り組み、長久手の良好な居住環境を次の世代に引き継いでいく必要があります。

そこで、長期的な視点では、市民や地域等が主体となって本市の環境づくりを牽引する姿を展望しつつ、事業活動や日常生活から発生する公害を防止したり、地域を美化したりするなどの生活環境を創造・保全するための活動を、多くの市民や市内事業者参加の下で展開し、安心して安全に暮らすことができる地域の環境を構築します。

2050年頃の環境像 (めざす「生活環境都市」の姿)	基本方針 (2030年までの目標)
<ul style="list-style-type: none">■市民や地域が、本市の環境づくりを牽引しています。■市の生活環境が、安心・安全なくらしの基盤となっています。	<ul style="list-style-type: none">■生活環境を創造・保全するための活動を、多くの市民の参画の下で展開します。■市民の意識の高さが生活環境に反映されるまちづくりを進めます。

【施策の方向】

D-1 みんなの生活環境を自分たちで守る

2050年頃の姿 (めざす姿)	◎近隣への影響に配慮した市民生活、事業活動が行われています。 ◎住民が主体となった美化活動や緑化活動等、環境を守る活動が盛んに行われています。
----------------------------	--

基本施策の方向 (2030年目標に取り組むこと)	◎私たちの身近な生活環境について、市民、事業者、行政の協働により、良好な状態を守り、次の世代に引き継ぎます。
-------------------------------------	--

D-1-1 事業活動等から発生する公害等の防止

- ・道路・建設工事等からの騒音・振動の防止、排ガスの適正化対策を図ります。
- ・工場等からの騒音・振動・土壤汚染の防止、排水・排煙・化学物質処理等の適正化対策を推進します。
- ・商業施設・集客施設等からの騒音・振動の防止対策を推進します。

D-1-2 くらしから発生する公害等の防止

- ・道路・河川や公共空間へのポイ捨ての撲滅、不法投棄防止に向けた啓発活動などの対策を推進します。
- ・生活からの騒音の防止対策を推進します。
- ・ペットの適切な飼育を啓発します。

【重点施策】

- 一人ひとりが取り組む良好な生活環境づくり（重点施策⑨ P60）

D-1-3 環境美化活動の推進

- ・クリーン活動、緑化活動、植樹活動などの、市民参加の環境美化活動を引き続き実施していきます。

D-2 気候の変化への適応を考える

2050 年頃の姿 (めざす姿)	◎本市の多くの施策は、気候変動の適応に配慮しながら実行しています。 ◎気候変動の適応に対する市民や事業者等の理解が深まり、各主体ができる取組を行っています。
基本施策の方向 (2030 年目標に取り組むこと)	◎地球温暖化による気候変動に対して、私たちの暮らしや健康、産業活動に対する影響を最小限に抑えるための取組を、市民・事業者や関係機関と協力して行います。

D-2-1 気候変動への適応

- ・猛暑・気温の上昇に伴う農業への影響について対応策（品種、農作業の時期）の検討を進めます。
- ・集中豪雨等による治水対策をはじめとして、気候変動に伴う自然災害（水害、土砂災害等）への影響について対応策の検討を進めます。
- ・熱中症対策など、健康・保健・医療・福祉における対応策の検討を進めます。
- ・これらの対応策の検討を進めるとともに、クールシェアスポット、クーリングシエルターの設置など適応策についての理解を深め、地域ぐるみで普及・啓発活動を進めます。

【重点施策】

- 気候変動の影響の情報収集、適応策の研究と『見える化』
(重点施策⑩ P61)

長久手市気候変動適応計画

本市では、本項「D-2 気候の変化への適応を考える」を気候変動適応法第 12 条の規定に基づく「地域気候変動適応計画」と位置付け、気候変動への適応を推進します。

市民の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● ごみのポイ捨て、不法投棄は行いません。 ● 地域で行われる一斉清掃活動、環境美化活動に積極的に参加します。 ● 不法投棄をさせない環境づくりに協力します。また、不法投棄を発見した場合は、市に連絡します。 ● 家庭からの生活騒音を出さないように心がけます。 ● ペットは適切に飼育します。
事業所の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 法令に基づき、事務所・工場、工事現場等から騒音・振動、土壤汚染、排ガス等の公害の未然防止対策を徹底します。 ● 事業所周辺地域で行われる一斉清掃活動、環境美化活動に積極的に参加します。
行政の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 大気や水質の状態についての定期的な観測調査を継続して行います。 ● 道路・建設工事等からの騒音・振動公害の防止について規制、指導、監視を行います。 ● 工場等からの騒音・振動・土壤汚染の防止、排水・排煙・化学物質処理等について規制、指導、監視を行います。 ● 不法投棄、野焼きの防止を図るため、規制、指導、監視を行います。 ● 有害物質による環境リスクについて情報を収集し、市民に提供していきます。 ● 市民、企業等が取り組む環境美化活動を支援します。 ● 気候変動による影響について情報を収集し、市民に提供していきます。 ● 気候変動へ対するクールシェアスポット、クーリングシェルターといった適応策を展開するなど必要な対策を講じてきます。

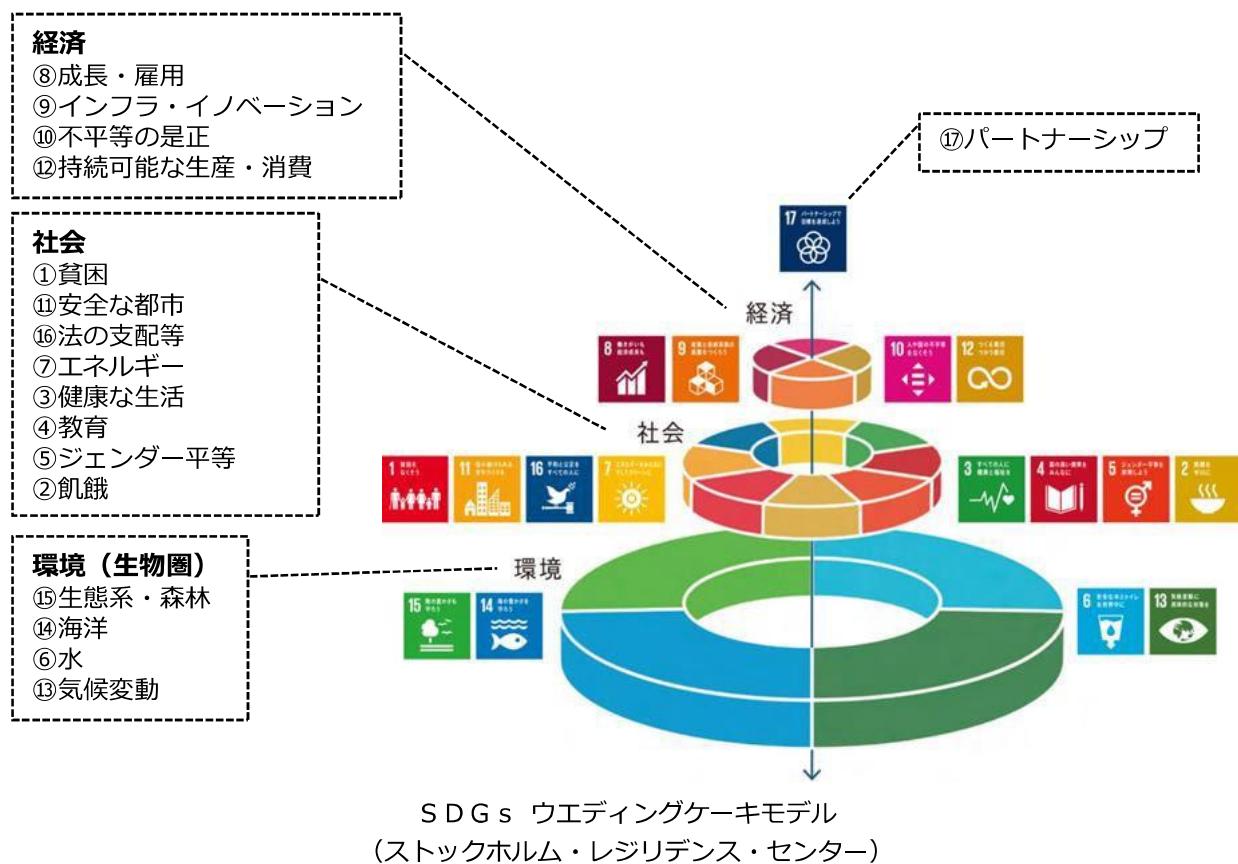
第5章 重点プロジェクト（5年間で取り組む重点施策）

2050年頃を見据えた「めざす環境像」を展望しつつ、後期の5年間に重点的に取り組む施策を「重点プロジェクト」として設定します。

環境問題の解決のためには、環境保全・創造への関心、とくに自分ごと・我がごととしての意識が重要であり、活動を担う人材や組織の発掘・育成などが不可欠です。

こうしたことから、短期的には、必要となる取組を継続しつつ、自分ごと・我がごととしての意識を高めていくための環境の『見える化』、環境問題に対する関心を喚起し取り組みやすい活動の実践を通じて、人づくり・意識付けに重点をおいた取組を推進します。

なお、SDGs の概念である「持続可能で多様性と包摂性のある社会～誰一人取り残さない～」の考えを重視して取り組みます。それぞれの重点施策を取り組むことにより、直接的・間接的に SDGs が掲げる 17 の目標の達成に貢献していくこととなります。



SDGs の目標 17 をケーキの頂点として、その下にある 3 つの階層「経済圏」「社会圏」「生物圏」によって構成されていることを表しています。「経済」の発展は、生活や教育などの社会条件によって成り立ち、「社会」は最下層の「生物圏」、つまりは人々が生活するために必要な自然の環境によって支えられていることを表しています。

中間見直しによる「重点プロジェクト」の変更点は以下の通りです。

A.脱炭素のくらしと地域づくりに向けた取組（P56）

【重点施策①】

『電力見える化システム』を通じた市民の環境配慮行動の『見える化』

当該計画策定時には「電力見える化システム」の整備、電気使用量を成果指標に掲げていたが、実務としてシステム整備が困難な状況であったため、- 改訂版 -では、見える化について、より効果を検証できる現実的な成果指標として、環境配慮行動促進事業参加者数（エコチャレンジ事業エントリー者数及び太陽光パネル等の共同購入事業登録者数）に改めました。

【成果指標（数値目標）】

項目	現状値(令和元年度)	実績値（達成度） 令和6年度（2024）	（目標値） 令和12年度（2030）
環境配慮行動促進事業参加者数 (エコチャレンジ事業エントリー者数及び太陽光パネル等の共同購入事業登録者数)	—	累計 2,806 人 (72.6%)	累計 3,866 人

【重点施策②】

公共施設における使用電力の『見える化』と再生可能エネルギーの活用

当該計画策定時には「使用電力量を『見える化』する公共施設数」を成果指標に掲げていたが、『見える化』システム整備が困難な状況であったため、- 改訂版 -では、より効果を検証できる現実的な成果指標として、計画期間中の公共施設における太陽光発電、蓄電池設備等の設置箇所数に改めました。

【成果指標（数値目標）】

項目	現状値(令和元年度)	実績値（達成度） 令和6年度（2024）	（目標値） 令和12年度（2030）
計画期間中の公共施設における太陽光発電、蓄電池設備等の設置箇所数	—	1 箇所	6 箇所（小学校区ごと）

【重点施策③】

環境配慮型まちづくりの『見える化』と推進

当該計画策定時には「環境配慮型まちづくりチェックリストの提出率」を成果指標に掲げていたが、年間の住宅等の建設件数（総数）の把握が困難な状況であるため、- 改訂版 -では、実態として、より効果を検証できる現実的な成果指標として、建設工事 着工前の「チェックリスト」の提出件数及び建設工事 完了後「チェックリスト」の提出件数に改めました。

【成果指標（数値目標）】

項目	現状値(令和元年度)	実績値（達成度） 令和6年度（2024）	（目標値） 令和12年度（2030）
建設工事 着工前の 「チェックリスト」の提出件数	—	7 件	年 14 件の増加を目指す
建設工事 完了後 「チェックリスト」の提出件数	—	0 件	年 14 件の増加を目指す

B. 循環型のくらしと地域づくりに向けた取組（P59）

【重点施策④】

事業所から排出される食品ロスの削減

成果指標は当初から変更せず、事業系一般廃棄物排出量としましたが、当初想定よりも排出量が大幅に減量したため、令和12年度の目標を上方修正しました。

【成果指標（数値目標）】

項目	現状値(令和元年度)	実績値（達成度） 令和6年度	(目標値) 令和12年度
事業系一般廃棄物排出量	5,131トン	4,642トン 現状より9%減 (令和元年度比)	現状より11%減 (令和元年度比)

【重点施策⑤】

リペア・リフォーム定着のための場づくり（リペア・リフォームストアの整備）

成果指標は当初から変更せず、リユース、リペア・リフォームイベント利用者数としました。令和6年度はイベントを実施できませんでしたが、イベント内容を再検討し、令和12年度までにリニューアル開催することを検討します。

【成果指標（数値目標）】

項目	現状値(令和元年度)	実績値（達成度） 令和6年度	(目標値) 令和12年度
リユース、リペア・リフォームイベント利用者数	80人	開催せず	500人

【重点施策⑥】

『見える化』システムを通じた、ごみの処理、資源循環の仕組みの『見える化』

成果指標は当初から変更せず、ごみ分別支援アプリ利用者数としましたが、当初想定よりも利用者数が大幅に増加したため、令和12年度の目標を上方修正しました。

【成果指標（数値目標）】

項目	現状値(令和元年度)	実績値（達成度） 令和6年度	(目標値) 令和12年度
ごみ分別支援アプリ 利用者数	7,000人	16,631人	25,000人

C.自然共生のくらしと地域づくりに向けた取組（P62）

【重点施策⑦】

豊富な生き物が生息する長久手の価値の『見える化』

県民参加型モニタリングへの市内観察記録の投稿数については、自然保護の観点から、希少種の情報を発信することについて、懸念する意見もあることから、引き続きシステムの案内はするものの、投稿数については、下方修正しました。

希少種の生育状況等、動植物の生態状況については、市独自のG I Sシステムを利用して、情報を集約します。

【成果指標（数値目標）】

項目	現状値(令和元年度)	実績値（達成度） 令和6年度	(目標値) 令和12年度
散策会、勉強会、体験会の 参加者数	133人	200人	300人
県民参加型モニタリングへの 市内観察記録の投稿数	0件	49件（累計）	100件（累計）

【重点施策⑧】

地域、企業、学生等が主体となった生物多様性保全活動の実践

自然環境の保全には、人の手をかけることが必要となります。こうした団体数が急速に拡大するような状態ではありませんが、既存の活動を支援していきます。

温暖化など、自然環境が変容していくなかで、既存の希少種の生育状況に注目し、可能な限り、生息が維持できるように努めます。

【成果指標（数値目標）】

項目	現状値(令和元年度)	実績値（達成度） 令和6年度	(目標値) 令和12年度
生物多様性保全活動の 参加団体数	12団体	20団体	同左
生態系保護エリアで確認 された希少種 ^{※1} の数	大草丘陵 29種 二ノ池湿地 18種 ^{※2}	減少しない ^{※3※4}	減少しない ^{※3※4}

※1 レッドリスト（国・県2020年度版）掲載種のこと。移動性が高く偶発性に影響される鳥類は除く。

※2 平成27年度から令和元年度までに一度でも確認された種の数について

※3 過去5年間に一度でも確認された種の数について

※4 外部から生物を持ち込むのは、在来の生態系に深刻な影響を及ぼすため一切認めない。

D. 安全・安心のくらしと地域づくり に向けた取組（P 64）

【重点施策⑨】

良好な生活環境の形成と『見える化』

成果指標は当初から変更せず、不法投棄、近隣公害に関する相談件数としました。これまで苦情や相談件数の集計はしていませんでしたので令和 6 年度は未集計となっていますが、統合型 GIS システム導入に伴い、そういうもののなどを活用しながら集計を実施します。

【成果指標（数値目標）】

項目	現状値(令和元年度)	実績値（達成度） 令和 6 年度	(目標値) 令和 12 年度
不法投棄、近隣公害 に関する相談件数	約 300 件／年	未集計	100 件以内／年

【重点施策⑩】

気候変動の影響の情報収集、適応策の研究と『見える化』

当該計画策定時には「気候変動への適応に関する意識調査での優良回答率」を成果指標に掲げていたが、意識調査の実施が困難な状況であったため、- 改訂版 -では、より効果を検証できる現実的な成果指標として、クールシェアスポット、クーリングシェルターの設置件数に改めました。

【成果指標（数値目標）】

項目	現状値(令和元年度)	実績値（達成度） 令和 6 年度	(目標値) 令和 12 年度
クールシェアスポット、クーリングシェルターの設置件数	—	延べ 39 件 (78%) クールシェアスポット 15 件 クーリングシェルター 24 件	延べ 50 件 クールシェアスポット 15 件 クーリングシェルター 35 件

【基本方針、施策の方向と重点施策との関係】

基本方針	施策の方向	単位施策と【重点施策】
A. 脱炭素の くらしと 地域づくり	A-1.エネルギー使用量 を減らす	<p>A-1-1.くらしや事業活動における省エネのさらなる 促進</p> <p>【重点施策①】</p> <p>『電力見える化システム』を通じた市民の環境 配慮行動の『見える化』 HEMSなど</p> <p>【重点施策②】</p> <p>公共施設における使用電力の『見える化』と再 生可能エネルギーの活用 デマンドシステムなど</p> <p>A-1-2.移動・自動車利用のあり方転換</p> <p>A-1-3.社会システム、ライフスタイルの転換</p>
	A-2.炭素に由来しない エネルギーに転換 する	<p>A-2-1.再生可能エネルギーの利用促進</p> <p>【重点施策②】</p> <p>公共施設における使用電力の『見える化』と再 生可能エネルギーの活用 Greenでんきなど</p> <p>A-2-2.再生可能エネルギーの創出促進</p>
	A-3.脱炭素の住まいや まちをつくる	<p>A-3-1.環境配慮型まちづくりの推進</p> <p>【重点施策③】</p> <p>環境配慮型まちづくりの『見える化』と推進</p> <p>A-3-2. CO₂ 吸收源としての緑の保全・創出</p>
B. 循環型の くらしと 地域づくり	B-1.ごみを出さない・ つくらない	<p>B-1-1.生ごみ・食品ごみの削減</p> <p>【重点施策④】</p> <p>事業所から排出される食品ロスの削減</p> <p>【重点施策⑥】</p> <p>『見える化』システムを通じた、ごみの処理、 資源循環の仕組みの『見える化』</p> <p>B-1-2.脱プラスチックの促進</p> <p>B-1-3.ペーパーレスの促進</p>
	B-2.モノを大切にす る、使えるモノを 再利用する	<p>B-2-1.モノを長く使う・循環的に使う</p> <p>【重点施策⑤】</p> <p>リペア・リフォーム定着のための場づくり(リ ペア・リフォームストアの整備)</p> <p>B-2-2.不用品交換システムの充実</p>
	B-3.資源として再利用 する	<p>B-3-1.ごみ分別ルールの徹底</p> <p>【重点施策⑥】</p> <p>『見える化』システムを通じた、ごみの処理、 資源循環の仕組みの『見える化』</p> <p>B-3-2.多様な主体による資源回収の促進</p>
	B-4.適正に処理する	<p>B-4-1.ごみ・資源の収集・運搬・処理の適正化</p>

基本方針	施策の方向	単位施策と【重点施策】
C. 自然共生の くらしと 地域づくり	C-1.生態系・生物多様性の保全	C-1-1.在来種を大切にする 【重点施策⑦】 豊富な生き物が生息する長久手の価値の『見える化』 C-1-2.外来生物対策
	C-2.緑・自然を増やす、育む	C-2-1.良好な緑・自然の保全 【重点施策⑧】 地域、企業、学生等が主体となった生物多様性保全活動の実践 C-2-2.新たな緑の創出 C-2-3.緑のまちづくりの活性化
	C-3.自然を活かしていく	C-3-1.農あるくらしの推進 C-3-2.持続可能な里山の推進 【重点施策⑨】 地域、企業、学生等が主体となった生物多様性保全活動の実践
D. 安全・安心の くらしと 地域づくり	D-1.みんなの生活環境を自分たちで守る	D-1-1.事業活動等から発生する公害等の防止 D-1-2.くらしから発生する公害等の防止 【重点施策⑩】 良好な生活環境の形成と『見える化』 D-1-3.環境美化活動の推進
	D-2.気候の変化への適応を考える	D-2-1.気候変動への適応 【重点施策⑪】 気候変動の影響の情報収集、適応策の研究と『見える化』